旧新坂生活改善センター解体撤去工事

図面番号	図　面　名　称		
Ａ－ 0	図面リスト	Ａ－12	部分詳細図
Ａ－ 1	解体工事特記仕様書（1）	Ａ－13	1階電気設備平面図
Ａ－ 2	解体工事特記仕様書（4）	Ａ－14	2階電気設備平面図
Ａ－ 3	解体前配置図・付近見取図	Ａ－15	給排水敷地図
Ａ－ 4	解体後配置図・付近見取図	Ａ－16	1階機械設備平面図
Ａ－ 5	仕上表	Ａ－17	2階機械設備平面図
Ａ－ 6	1階平面図	Ａ－18	仮設計画図（参考図）
Ａ－ 7	2階平面図	Ａ－19	アスベスト対策配置図
Ａ－ 8	立面図	Ａ－20	アスベスト対策1階平面図
Ａ－ 9	断面図	Ａ－21	アスベスト対策2階平面図
Ａ－10	建具表1	Ａ－22	アスベスト対策 1F休憩室・2F読書室 展開図
Ａ－11	建具表2		

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所 23（1）1191号
一級建築士 第257054号 竹中 哲成
〒727-0011 広島県庄原市東本町一丁目1番17号 TEL（0824）72-1292 FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	表紙		令和７年度	A
				図面番号 O

Ⅰ 工事概要等

1 工事名称： 旧新坂生活改善センター解体撤去工事
2 工事場所： 庄原市東城町三坂698-4
3 構造規模： 木造 地上２階建 延床面積312.8㎡
4 工事種目： 解体撤去工事一式
5 別途工事： なし
6 公衆災害防止措置
（１）工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
（２）上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成５年１月１２日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。
（３）掘削作業前には、必ず既存の設備図面や施設の改修履歴等を確認し、配線・配管の有無を確認すること。また、掘削作業時は、必要に応じて、設備業者に立会を依頼すること。
7 現状復旧
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧を行うこと。
8 その他
（１）この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
（２）解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質仕能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等(条例含む)に抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)を優先する。
（３）本工事は、工事中下記に示す調査を行うため、営繕課より連絡があれば対応すること。
・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ 解体工事仕様

1 共通仕様
（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書 令和４年版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
2 特記仕様
（１）項目は ⊙ 印のついたものを適用する。
（２）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙ 印と ※ 印のついた場合は共に適用する。
（３）特記事項に記載の［ ］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（４）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（５）特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

		項目	特記事項
① 一般共通事項	①	適用基準等	※建設工事公衆災害防止対策要綱 ※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針 ※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
	②	設計図書の優先順位	(1)設計図書に関する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5) 共通仕様書 ［1．1．3］
	③	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また、これらの手続等を行うに当っては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。 なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
	4	別契約の関連工事	工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と［1．1．7］ 十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。
	⑤	工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、 工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、主任監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を主任監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 （本業種が付帯の場合は、元請業種で登録等を行う。） ［1．3．10］［4．1．3～4．5．1］
	⑥	発生材の処理等	・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材、 ） ⊙次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する。 （1）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （・建設発生土 ⊙コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） （2）金属類 （3）小型二次電池 ⊙その他建設廃棄物の再資源化 ※無し ⊙有り（⊙蛍光ランプ、HDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手） ⊙指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減 ※無し ・有り ⊙再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し ・有り（ ） ⊙産業廃棄物広域認定制度の適用 ※無し ・有り（ ） ⊙処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し ・有り（・CCA処理木材 ・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則、県内処分) (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。 なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	⑦	工事工程表	検査期間としての１３日間を含んだ工程とし、［1．2．1］ 工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける。 ［1．2．2］
	⑧	施工計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、発生材の処分計画） ［1．3．5］
	⑨	施工条件	(1)作業時間は、原則午前８時半から午後５時までとし、通学時間帯を考慮すること。 なお、時間変更する必要がある場合は、監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 **(3)その他図示による**
	⑩	安全確保	［1．3．6～1．3．8］ (1)受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して、工事施工をすること。なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場合は、労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は、平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
	11	工事の記録	［1．2．3］ 下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督職員が指示する箇所は、適切に写真等を整備するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 (3)完成写真 着工前及び完成時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所） 監督職員が指示する箇所 （規格・提出部数）※電子ファイル（PDF形式）により、２２電子納品に含めて提出 (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のデータ等は工事完成後、受注者において３年間保管すること。
	12	電気保安技術者等	［1．3．3～1．3．4］ 工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する ・電気保安技術者 ※記置する
	13	近隣との折衝	［1．3．6］ 工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また、経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 （1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし、あらかじめその概要を報告する。 もって対応する。
	14	施工の検査	監督職員による随時の立入り検査を行う。［1．6．4］ 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
	15	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること。
	16	埋設物等の報告	工事の施工に当たり、図面にない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告すること。
	17	地下埋設物調査	・行わない ⊙行う 図示する範囲内において、整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き、幅１ｍ、深さ1.5ｍで、３ｍ間隔で掘削調査を行う。
	18	契約不適合調査	完成後、発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第46条の５に定める期間内）の連絡があった場合には、調査に協力すること。
	19	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。
	20	完成時の提出図書	⊙完成図： ２部（Ａ２版： 部、Ａ３版：２部、ＣＤ－Ｒ： 部） 〈1.8.1～3〉 ⊙完成図書：１部 完成図は残置及び設置工作物等、工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類、位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し、提出すること。
	21	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時 ・（ ） 試掘方法 ※機械掘削 ・人力掘削 なお、試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で１箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。
	22	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（以下、要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。 また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 （本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。）
	23	工事中情報共有システム	（１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム （http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （４）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。
② 仮設工事	①	騒音・粉じん等の対策	［2．2．1］ 騒音・粉じん等の対策 ・ 防音パネル ※ 防音シート ・ 養生シート等 防音パネル、 防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲 ・
	2	足場等	［2．2．2］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）
	3	監督職員事務所等	［2．3．1］ ※ 設けない ・ 既存建物内の一部を使用する（場所 ） ・ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による。
	4	山留めの撤去	［2．4．3］ 鋼矢板等の抜き跡の処理 ・
	⑤	工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償） ※ 利用できない
	⑥	工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償） ※ 利用できない
	⑦	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	⑧	工事現場の表示	工事現場の公衆の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm） ・ 仕様等の詳細は営繕課HPの「現場掲示板について」を参照のこと。
	9	交通誘導員	※配置する ・本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する ・別途工事で配置する（工事名： ） ※大型車両進入時 （ ）人／日 ・常時配置 （ ）人／日 ・（ ）作業期間 （ ）人／日
	⑩	快適トイレ設置工事	現場説明書による。
③ 解体施工	①	事前措置	９章 機械設備による。それ以外は下記による。［3．2．1］ 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等の事前回収、洗浄、消毒等の措置 ・ 行う ※ 行わない オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回収、洗浄等の措置 ・ 行う（廃油の処理は５章による） ※ 行わない
	②	基礎等	解体範囲 ※ 捨てコンクリートまで解体（地業は存置） ［3．9．1］
	3	杭の解体	［3．9．2］ 杭の解体 ・ 行う（解体方法 ・ 引抜き工法 ・ 破砕による解体） 引き抜き跡の処理 ※解体後の埋戻し及び盛り土による材料で充填 ・ 杭の処理 ※現場説明書の施工条件明示による。 ・ 行わない
	4	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体 ・ 行う ・ 行わない ［3．10．1］
	⑤	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体 ⊙ 行う(範囲は図示) ・ 行わない ［3．11．1］ 樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う ⊙ 行わない
	⑥	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の撤去 ⊙ 行う ・ 行わない ［3．12．1］
	⑦	埋戻し、盛土及び地均し	［3．13．1］ 解体後の埋戻し及び盛土 ⊙ 行う 整地高さ ⊙ 現状ＧＬ ・ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂 ・ 現場発生の良質土 ⊙ 砕石 ・ 行わない
④ 建設廃棄物の処理	①	再資源化等	［4．4．1］ 建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設 ※ 現場説明書の施工条件明示による ・ 種類 ／ 所在地等 最終処分する建設廃棄物の種類及び最終処分場 ・ 処理に注意を要する建設廃棄物の処理 ※ 現場説明書の施工条件明示による ・
⑤ 特別管理産業廃棄物の処理	1	特別管理産業廃棄物の処理等	８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による。［5．4．1］ ・ ＰＣＢを含む機器類の処理 分析調査 ・ 行う 採取場所（ ） 除去範囲 ※ 図示 ・ ・ ＰＣＢ含有シーリング材の処理 分析調査 ・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※ 図示 ・ ・廃油の処理 処分方法 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 除去範囲 ※ 図示 ・ ・廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲 ・ 臭化リチウム（直炊吸収冷温水機） ・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処分方法 ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 ・ ダイオキシン類の処理 サンプリング調査 ・ 行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲 ※ 図示 ・ 解体方法 ・ 処分方法 ・
⑥ 石綿含有建材の除去等	①	調査	調査［1．4．1］ ※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ 設計時調査資料 ） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3、JIS A 1481-4又はJIS A 1481-5
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと。
サンプル数 １箇所あたり３サンプル
採取箇所 ・ 図示 ・

②	石綿粉じん濃度測定	⊙ 測定時期、場所及び測定点［6．1．3］		
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
⊙	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計 4 点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計 点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計 点
・	測定４		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/ｓ以下の位置 ・ 計 1 点
⊙	測定５		処理作業室外 ・施工区画周辺 ⊙敷地境界	・ 計 4 点
⊙	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計 4 点
・	測定７	処理作業後	処理作業室内	・ 計 点
・	測定８	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計 点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定（ ）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（ｌ/ｍｉｎ）	試料の吸引時間（ｍｉｎ）
・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定（ ）	25	5	30
・ 測定（ ）	47	10	120
・ 測定（ ）	47	10	240
・ 測定（ ）			

③	石綿含有建材の除去	・ 石綿含有吹付け材の除去［6．3．2、6．3．3］ 除去範囲 ※ 図示 ・ 除去工法 ※ 解体共通仕様書6.3.2(1)による ・ 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ※ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。 ・ 石綿含有保温材等の除去［6．4．1、6．4．4］ 除去範囲 ※ 図示 ・ 除去工法 ※ 解体共通仕様書6.3.2による ・ 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ⊙ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去［6．5．4］ 除去範囲 ※ 図示 ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ⊙ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 除去範囲 ※ 図示 ・ 養生方法 除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ⊙ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による。 除去工法 ※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ⊙ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用） ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 除去対象範囲 ※ 図示 作業場の隔離 ※ 行わない ・ 行う 試験施工 ※ 行わない ・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ⊙ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ※ 解体共通仕様書6.3.3による 確認及び後片付け ※ 解体共通仕様書6.3.4による

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011 広島県庄原市東本町一丁目1番17号
℡（0824）72-1292 FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録 18（１）第1191号
一級建築士 第257054号 竹中 哲成
構造設計一級建築士 第409号

担当	工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
	旧新坂生活改善センター解体撤去工事	解体工事特記仕様書（１）		令和７年度	A 図面番号 1

R6.12

⑦ 特殊な建設副産物の処理	1	調査	調査　［７．１．３］ 分析による特殊な建設副産物の調査 ・ 行う　採取場所（　　）
	②	特殊な建設副産物の処理等	９章 機械設備による。それ以外は、下記による。　［７．３．１］ フロン類を使用している設備機器 ・ 冷凍機の冷媒 ⊙ パッケージ形空気調和機の冷媒 ・ ルームエアコンディショナーの冷媒 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象になっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に次の資料を提出する。 ⊙ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し フロン類以外の特殊な建設副産物を使用している設備機器等 ・ ・
⑧ 電気設備	①	発生材の処理等	下記以外は、現場説明書の施工条件明示による １）引渡しを要するもの　⊙ 無　・ 有 （・ 金属類　・ 塗類　・ 電線、ケーブル　・　　） ２）特別管理産業廃棄物　⊙ 無　・ 有 （・ ＰＣＢ使用機器　・ 石綿含有設備資機材） ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量ＰＣＢ分析結果（・ 無　・ 有） 撤去する変圧器等は製造年、品番等を確認し微量ＰＣＢ分析の要否を判定する。 撤去する変圧器等の微量ＰＣＢ分析を行う。 分析費（ ※ 別途　・ 本工事） ＰＣＢ使用機器搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） ＰＣＢ使用機器収納容器　※ 別途　・ 本工事（用途　　） 石綿含有設備資機材は関係法令に従い適切に処理する。 撤去する石綿含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認し石綿含有の有無を判定する。 撤去する石綿含有設備資機材の分析を行う。 分析費（ ※ 別途　・ 本工事） 石綿含有資機材の搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） ３）再生資源化を図るもの　・ 無　⊙ 有（ ⊙ 蛍光管　・ 小形二次電池） 搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） ４）上記１）～３）に該当しない発生材　⊙ 無　・ 有 搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事）
⑨ 機械設備	①	発生材の処理等	下記以外は、現場説明書の施工条件明示による １）引渡しを要するもの　⊙ 無　・ 有 （・ 金属類　・ 機器類　・　　） ２）特別管理廃棄物処理　⊙ 無　・ 有 （・ 廃油　・ 石綿含有資機材　・　　） 特別管理廃棄物は関連法令等に従い適切に処理する。 ・ 廃油の処理は図示による。なお、撤去に際しては、火気の使用を禁止する。 廃油搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） ・ 石綿含有資機材 （・ 配管フランジ接合部及びバルブガスケット　・ ダクトパッキン ・ 煙道用パッキン　・ たわみ継ぎ手　・ 配管保温材　・　　） 上記以外に撤去する機器は製造年、品番等を確認し石綿含有の有無を判定する。 石綿含有資機材の処理は図示による。 石綿含有資機材の搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） ３）特殊な建設副産物の処理 ⊙ フロン系冷媒処理 フロン系冷媒は関係法令等に従い適切に処理する。対象機器は図示による。 回収処分費（ ※別途　⊙ 本工事） ・ 臭化リチウムの処理 臭化リチウム水溶液は関係法令等に従い適切に処理する。 対象機器は図示による。 回収処分費（ ※別途　・ 本工事）
⑩ その他	①	建設発生土の処理	※ 現場説明書の施工条件明示による　＜３．２．５＞ ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積 【解体工事以外（舗装・工作物等）は、新営・改修特記を流用し、１０その他に追記する】

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号
℡（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799
一級建築士事務所登録　18（1）第1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
構造設計一級建築士　第4109号

担当	工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
	旧新坂生活改善センター解体撤去工事	解体工事特記仕様書（２）		令和７年度	A 図面番号 2

R6.12

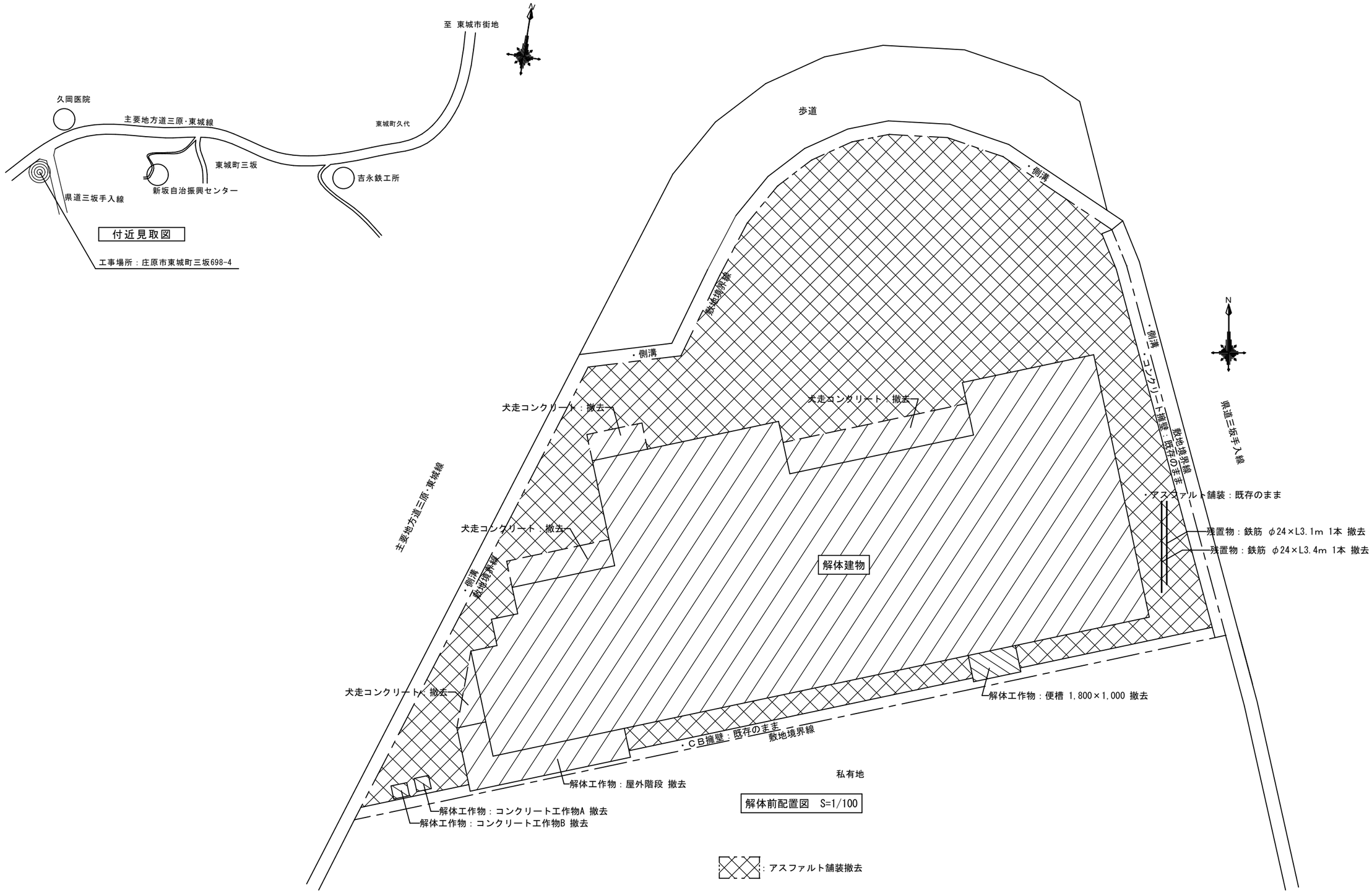

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所 23（1）1191号
一級建築士 第257054号 竹中 哲成
〒727-0011 広島県庄原市東本町一丁目1番17号 TEL（0824）72-1292 FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮 尺	設 計	種 別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	解体前配置図・付近見取図	1:100	令和７年度	A
				図面番号 3

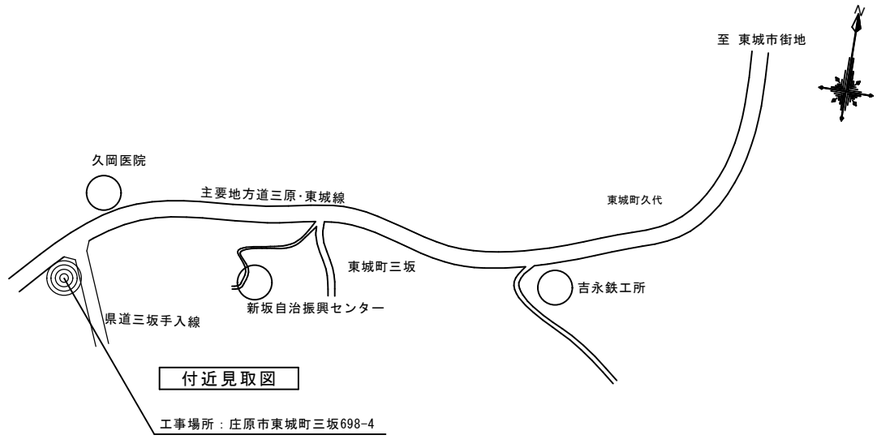

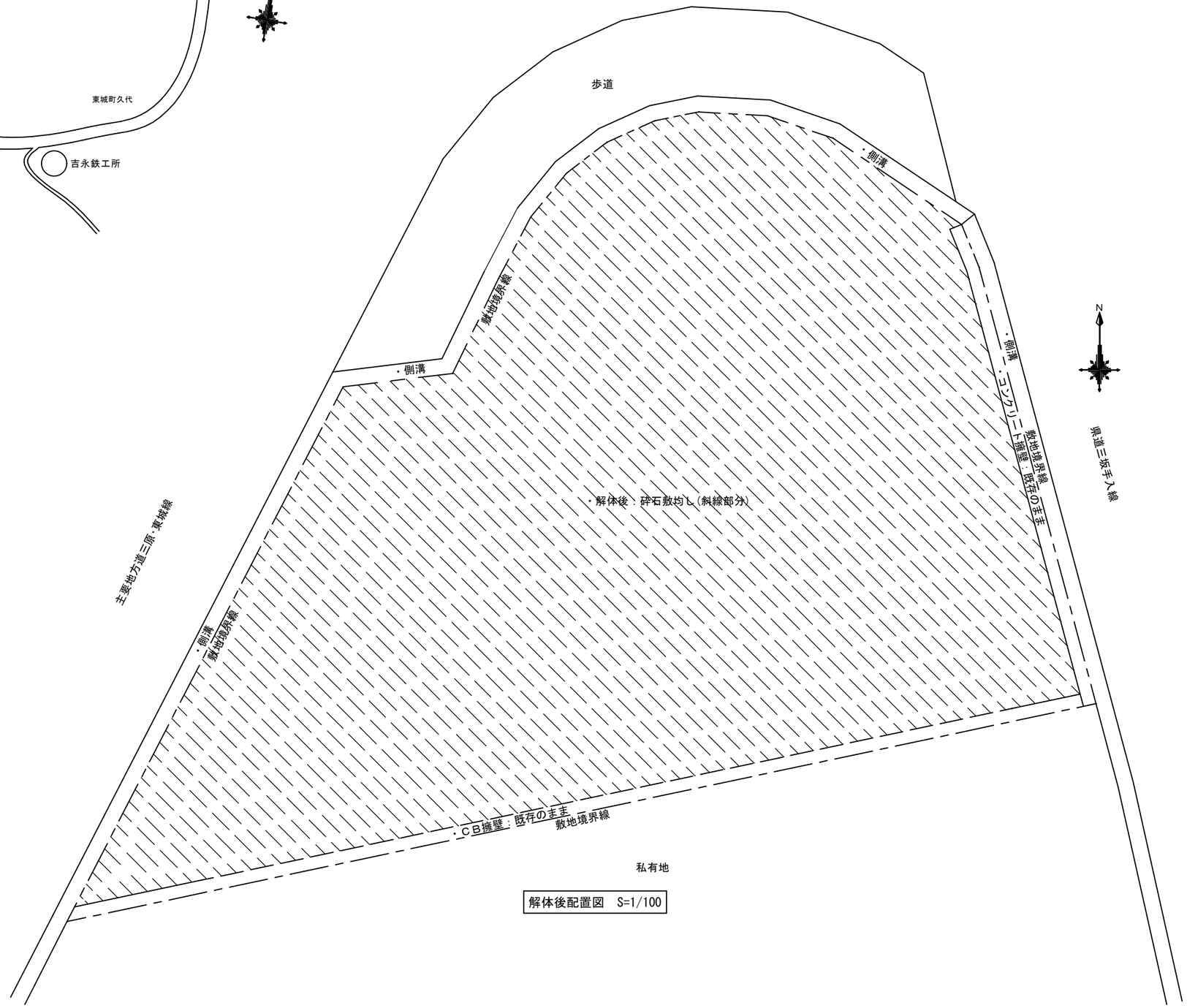

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	解体後配置図・付近見取図	1:100	令和７年度	A
				図面番号 4

工　事　概　要

工 事 名 称	旧新坂生活改善センター解体撤去工事
工 事 場 所	庄原市東城町三坂698-4
地域・地区・用途地域	都市計画区域外・用途指定なし
主 要 用 途	集会場(第12号第1類)、店舗(第5号第1類)
建 物 概 要	旧新坂生活改善センター　木造(一部S造)　延床：156.8㎡ 旧東城農協三坂出張所　木造　延床：156.0㎡

外　部　仕　上　表

屋根	瓦棒葺き
軒裏	ケイカル板張り（大平板 AS）
外壁	木下地ラスモルタル塗りの上、リシン吹付
根回り	モルタル刷毛引き　一部タイル貼り
犬走り	平屋建て部分：90角タイル貼り　2階建て部分：コンクリート打放し

内　部　仕　上　表

階	室　名	床 下地	床	巾木 下地	巾木	壁 下地	壁	天井 下地	天井	天井高	廻縁	備考
1階	店舗	M	300□Pタイル貼り		モルタル金鏝押さえ Ｈ＝100		プリント合板（4mm）		化粧ＰＢ（9mm） 一部ベニヤ板貼り 900□ t=2	2,600	木製 20×15	カーテンレール、カーテン
	ロビー	M	100角磁器タイル貼り		タイル貼り　H=100	木摺	ドロマイトプラスター（11mm） 砂壁鏝押さえ		化粧ＰＢ（9mm）	2,620	木製 20×15	カーテンレール、カーテン、木製掲示板
	休憩室		畳下アビトンフローリング（12mm） 畳敷き（55mm） 8帖		畳寄せ		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） 京ジュラク鏝押さえ（アスベスト含有レベル3）		ラミネート天井板貼り（9.5mm）	2,450	木製 50×30	
	廊下		100角タイル貼り アビトンフローリング（12mm）貼り		タイル貼り　H=100 木製巾木　H=100		化粧大平版（キッチンパネル　3.5mm）		化粧ＰＢ（9mm）	2,600 2,350	木製 20×15	
	料理実習室		ラワン合板（12mm） ビニル床シート貼り		木製巾木 H=75		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） 砂壁鏝押さえ　一部PB下地クロス貼り		化粧ＰＢ（9mm）	2,430	木製 20×15	調理台
	料理準備室		ラワン合板（12mm） ビニル床シート貼り		木製巾木 H=90		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） 砂壁鏝押さえ　一部PB下地クロス貼り		化粧ＰＢ（9mm）	2,450	木製 20×30	調理台、カーテンレール、カーテン
	倉庫		コンクリート打放し		モルタル塗り		木毛セメント板　一部ラスモルタル		鋼板デッキ表し	3,340	無し	床下換気口
	階段下倉庫		コンクリート打放し		モルタル塗り		外壁面（ラスモルタル＋リシン吹付） 一部合板貼り		階段裏表し		無し	床下換気口
	物置A	C	床モルタル塗り		木製巾木 H=100		ラワン合板（4mm）		ラワン合板（4mm）	2,370	木製 20×15	
	物置B		アビトンフローリング（12mm）貼り		木製巾木 H=110		ラワン合板（4mm）		ラワン合板（4mm）	2,410	木製 40□	
	押入A		アビトンフローリング（12mm）貼り		木製巾木 H=100		ラワン合板（4mm）		ラワン合板（4mm）	2,380	木製 30×15	
	玄関ロビー	M	人工芝カーペット貼り		木製巾木 H=80		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） しっくい金鏝押さえ		化粧ＰＢ	2,770	木製 20×15	
	物入		床モルタル塗り		モルタル塗り H=130		ラワン合板（4mm）		大平板（6mm）	1,820	木製 35□	
	便所A	M	モザイクタイル（φ20）貼り		タイル張り（一部）		壁　：ラスボード下地＋しっくい塗 腰壁：ラスモルタル下地＋75□タイル貼り(H1,030)		化粧ＰＢ	2,240 ～ 2,160	木製 20×15	トイレブース
	床の間		化粧合板貼り		木製　20□		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） 京ジュラク鏝押さえ（アスベスト含有レベル3）		ラミネート天井板貼り（9.5mm）	2,260	木製 20×15	
2階	研修室		ラワン合板（12mm）下地 CFシート貼り		木製巾木 H=100		ＰＢ（9mm）＋クロス貼り		化粧ＰＢ（9mm）	2,590	木製 40□	カーテンレール、カーテン
	廊下		ラワン合板（12mm）下地 CFシート貼り　　ラワン合板（4mm）		木製巾木 H=80		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） しっくい金鏝押さえ		化粧ＰＢ（9mm）	2,650	木製 40□	カーテンレール、カーテン
	読書室		畳下アビトンフローリング（12mm） 畳敷き 8帖		畳寄せ		ラスモルタル＋京ジュラク鏝押さえ（アスベスト含有レベル3）		ラミネート天井板貼り（9.5mm）	2,370	木製 40□	
	便所B	M	20角タイル貼り				壁　：ラスボード＋漆喰塗り 腰壁：ラスモルタル下地＋75□タイル貼り		化粧ＰＢ（9mm）	2,340	木製 30×40	トイレブース
	床の間		化粧合板貼り		木製　30□		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） 京ジュラク鏝押さえ（アスベスト含有レベル3）		ラミネート天井板貼り（9.5mm）	2,190	木製 40×30	
	押入B		ラワン合板（12mm）貼り				ラワン合板（4mm）		ラワン合板（4mm）	2,250	木製 15□	断熱グラスウール50mm　（増築棟の天井・壁）
	物置C		ラワン合板（12mm）貼り		木製巾木 H=100		ラワン合板（4mm）		ラワン合板（4mm）	2,410	木製 15×30	
共通	階段		CFシート貼り		木製巾木 H=100		ラスボード（7mm）＋ドロマイトプラスター（11mm） しっくい金鏝押さえ		化粧ＰＢ（9mm）	4,240 (踊り場)	木製 20×15	木製手すり　ノンスリップ

材料略記号

ＲＣ	鉄筋コンクリート下地
Ｃ	コンクリート下地
ＣＢ	コンクリートブロック（16(C種)ブロック）下地
ＬＧＳ	軽量鉄骨下地
Ｗ	木下地
Ｍ	モルタル下地
ＰＢ	石膏ボード
ＳＰＢ	シージング石膏ボード
ＳＵＳ	ステンレス材
ＡＬ	アルミ

塗装材略記号

ＳＯＰ	合成樹脂調合ペイント
ＣＬ	クリヤラッカー
ＮＡＤ	アクリル樹脂系非水分形塗料
ＤＰ	耐候性塗料
ＥＰ	合成樹脂エマルションペイント
ＥＰ－Ｇ	つや有合成樹脂エマルションペイント
ＥＰ－Ｔ	合成樹脂エマルション模様塗料
ＵＣ－１	１液形油変性ウレタン樹脂ワニス
ＵＣ	２液形ポリウレタン樹脂ワニス
ＯＳ	オイルスティン
ＷＰ	木材保護塗料
ＦＣ	フタル酸樹脂ワニス
Ｅ	複層塗材Ｅ(合成樹脂エマルジョン系)
ＲＥ	複層塗材ＲＥ(反応硬化型合成樹脂エマルジョン系)

防火材料認定番号

石膏ボード　9.5mm	ＱＭ－９８２８
石膏ボード　12.5mm	ＮＭ－８６１９
化粧石膏ボード　9.5mm	ＱＭ－９８２４
化粧石膏ボード　12.5mm	ＮＭ－０１２７　吉野天井板
ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ボード	ＱＭ－９８２６
ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ボード(不燃)	ＮＭ－９８２６（※厚12.5）
繊維混入けい酸ｶﾙｼｳﾑ板	ＮＭ－３０２１(旧8578)
化粧ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞｾﾒﾝﾄ板(ｽﾃﾝﾄﾞ)	ＮＭ－２９２３(旧8577)
ロックウール吸音板	ＮＭ－８５９９
ｾﾗｰﾙ(ﾒﾗﾐﾝ不燃化粧板)	ＮＭ－２１８３

アスベスト含有みなし材

PB・化粧PB	レベル3
Pタイル	レベル3
大平板	レベル3
ラミネート天井板	レベル3

ｼｯｸﾊｳｽ関係

Ｆ☆☆☆☆	ＦＳ4
Ｆ☆☆☆	ＦＳ3

記号

	コンクリート壁
	軽鉄(ＬＧＳ)間仕切壁
	界壁または区画壁
	垂壁
＜数値＞	厚さを示す
（　　）	別途工事
	仕上区分線
	シーリング（材種、サイズ：特記による）
±0□0	ＧＬからのレベルを示す。

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（１）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　℡（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮　尺	設　計	種　別	図面番号
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	仕上表		令和７年度	A	5

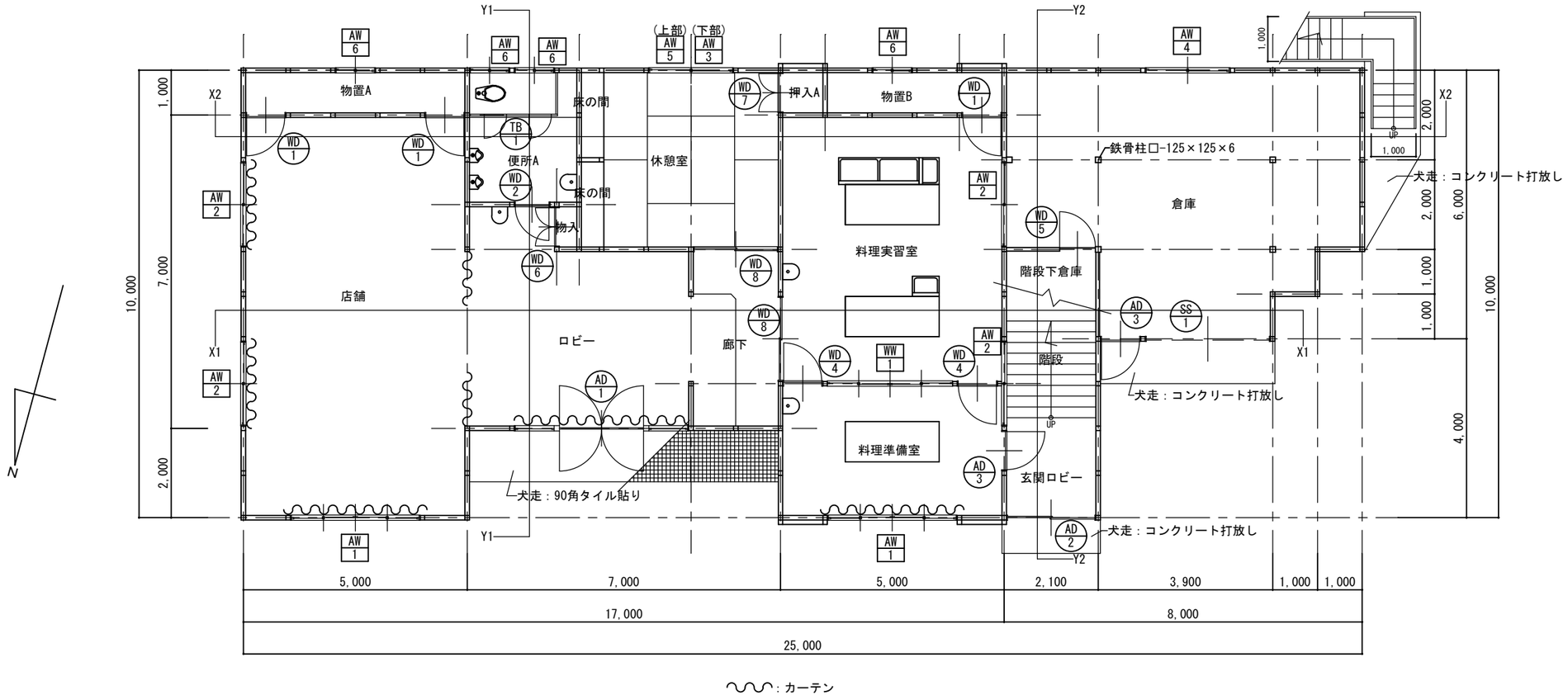

1階平面図　S=1/80

室名	設置物	数量	寸法
店舗	カーテン	1	H1,800×W3,000
	カーテン	2	H1,800×W2,000
	カーテン	1	H2,500×W3,900
	カーテンレール	1	L2,940
	カーテンレール	2	L1,970
	カーテンレール	1	L3,840
調理実習室	カーテンレール	1	L1,900
	カーテンレール	1	L900
	消火器	1	H455×W245×D127(Wφ120)
	消火器表示プレート	1	H360×W120
廊下	消火器	1	H455×W245×D127(Wφ120)
	消火器表示プレート	1	H360×W120

室名	設置物	数量	寸法
階段	木製手すり	2	L7,000×φ45
	手すり受金物	22	
	ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ(樹脂+SUS製)	18	W35×L1,700
	アルミ製階段見切	1	W35×L1,700
倉庫	網戸	1	H1,800×W950
	木製パレット	12	H100×W600×L1,800
階段下倉庫	木製パレット	3	H100×W600×L1,800
ロビー	カーテン	1	H2,670×W3,850
	カーテンレール	1	L3,850
	掲示板	1	H1,300×W1,400×t30

※消火器・掲示板以外は内外装解体に含む

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	1階平面図	1:80	令和7年度	A
				図面番号 6

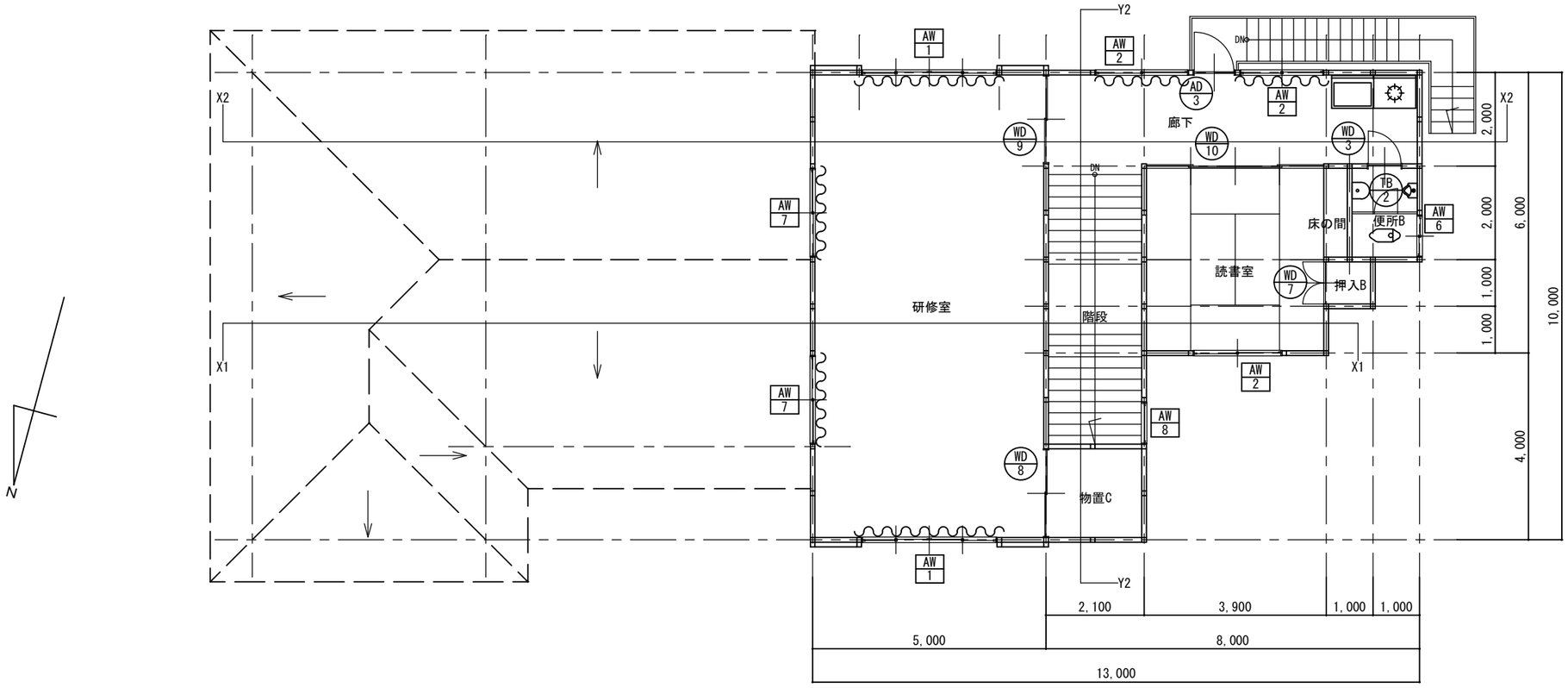

2階平面図　S=1/80

室名	設置物	数量	寸法
廊下	消火器	1	H455×W245×D127(Wφ120)
	消火器表示プレート	1	H360×W120
	網戸	1	H1,740×W950
	カーテン	2	H2,000×W2,000
	カーテンレール	2	L2,000
研修室	カーテン	1	H1,500×W2,000
	カーテン	2	H2,000×W3,000
	カーテンレール	2	L2,000
	カーテンレール	2	L3,000

※消火器以外は内外装解体に含む

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	2階平面図	1:80	令和7年度	A
				図面番号 7

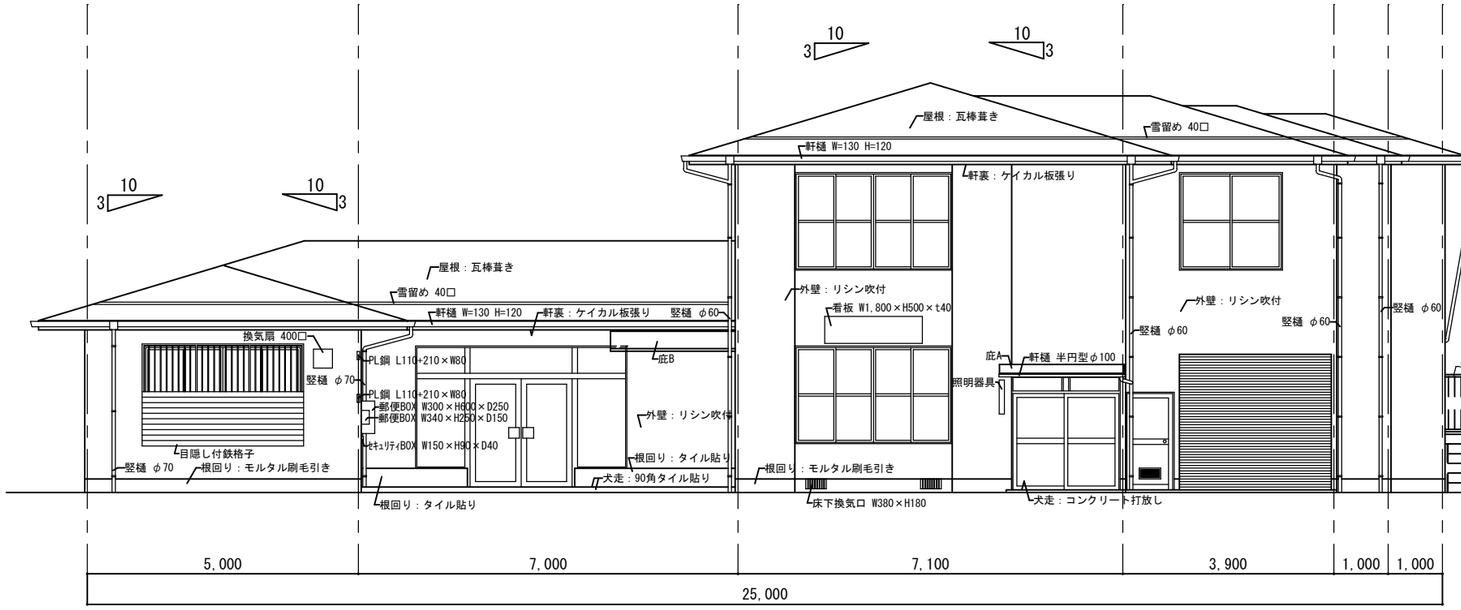

北側立面図　S=1/100

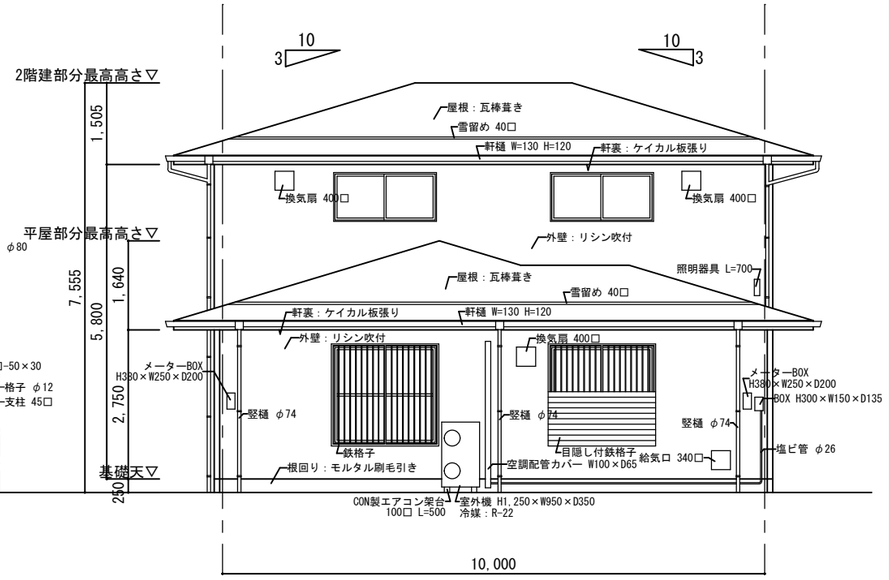

東側立面図　S=1/100

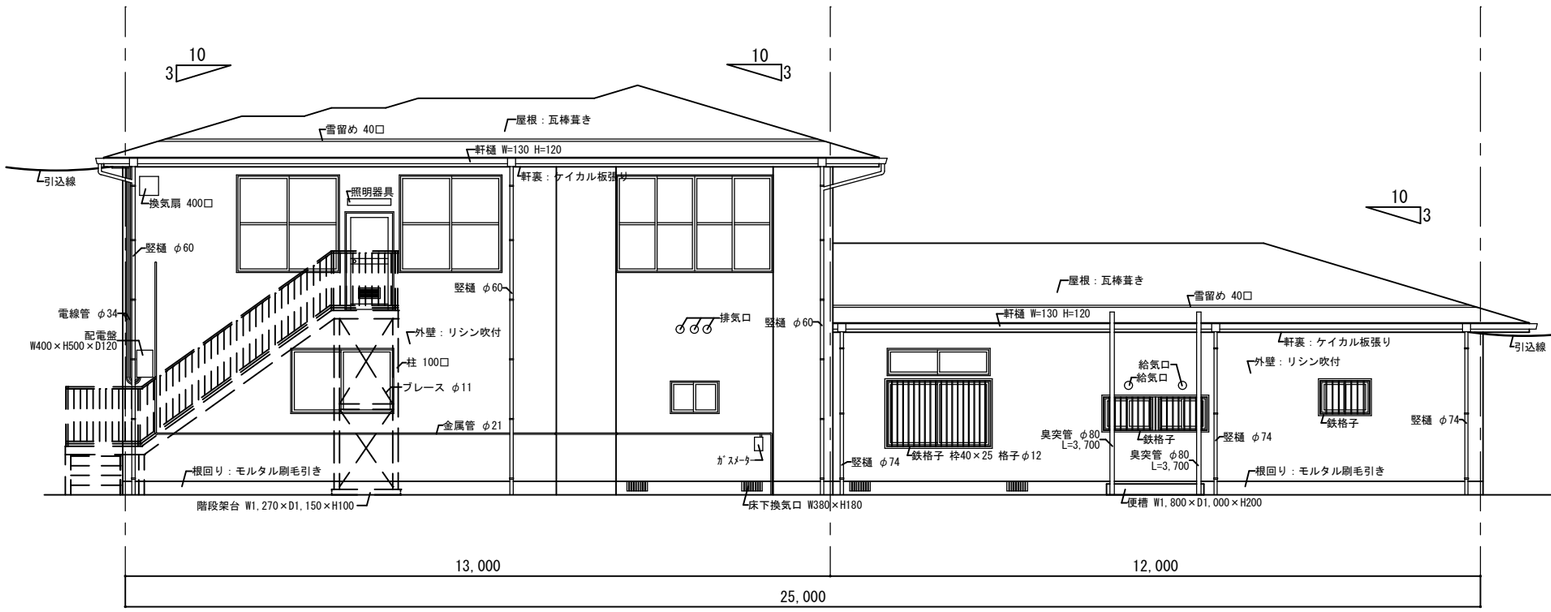

南側立面図　S=1/100

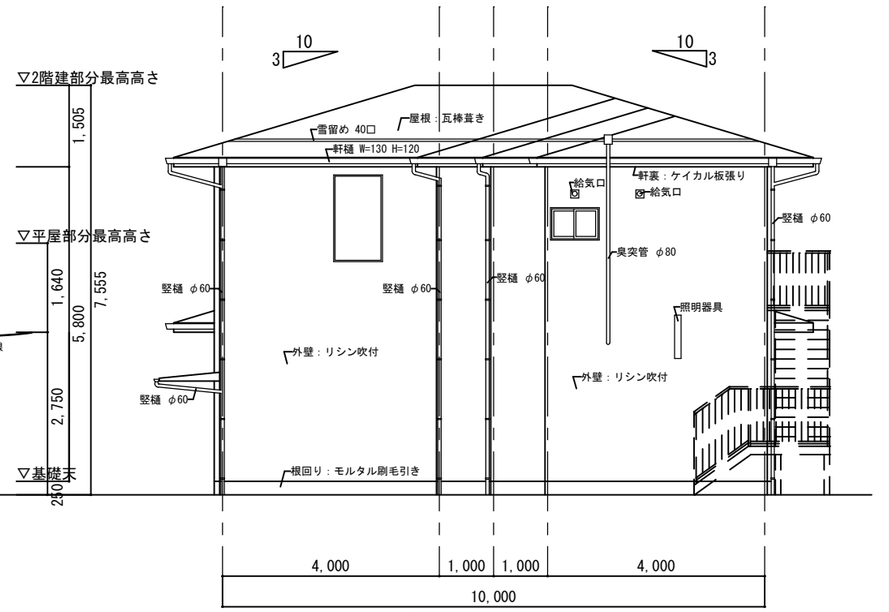

西側立面図　S=1/100

※基礎解体は捨てコンクリートまでとする

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	立面図	1:100	令和７年度	A
				図面番号 8

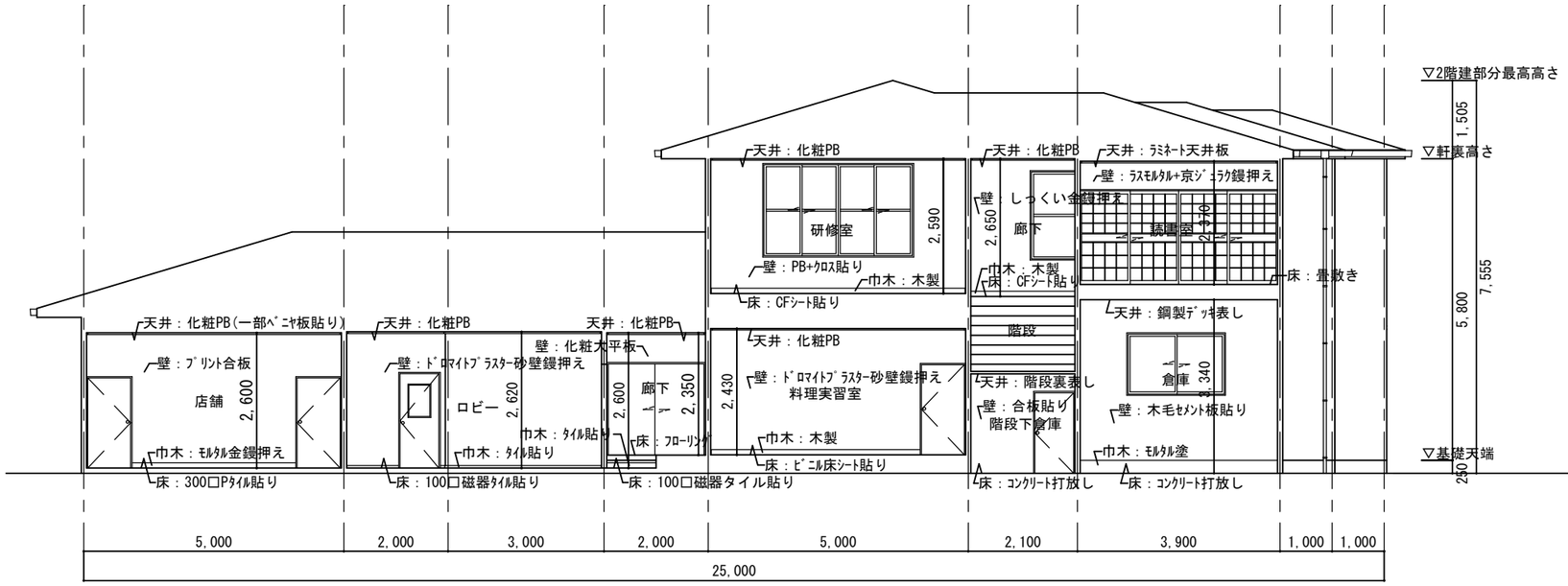

X1-X1断面図　S=1/100

※廻縁は全て木製

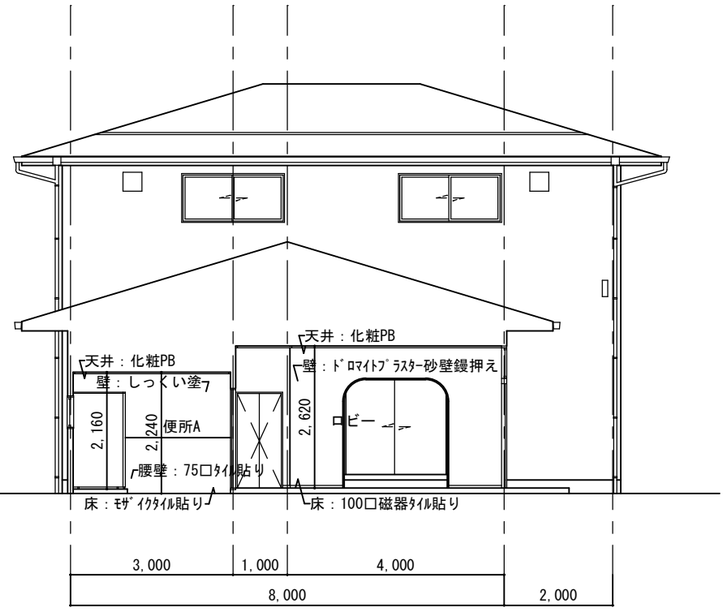

Y1-Y1断面図　S=1/100

※廻縁は全て木製

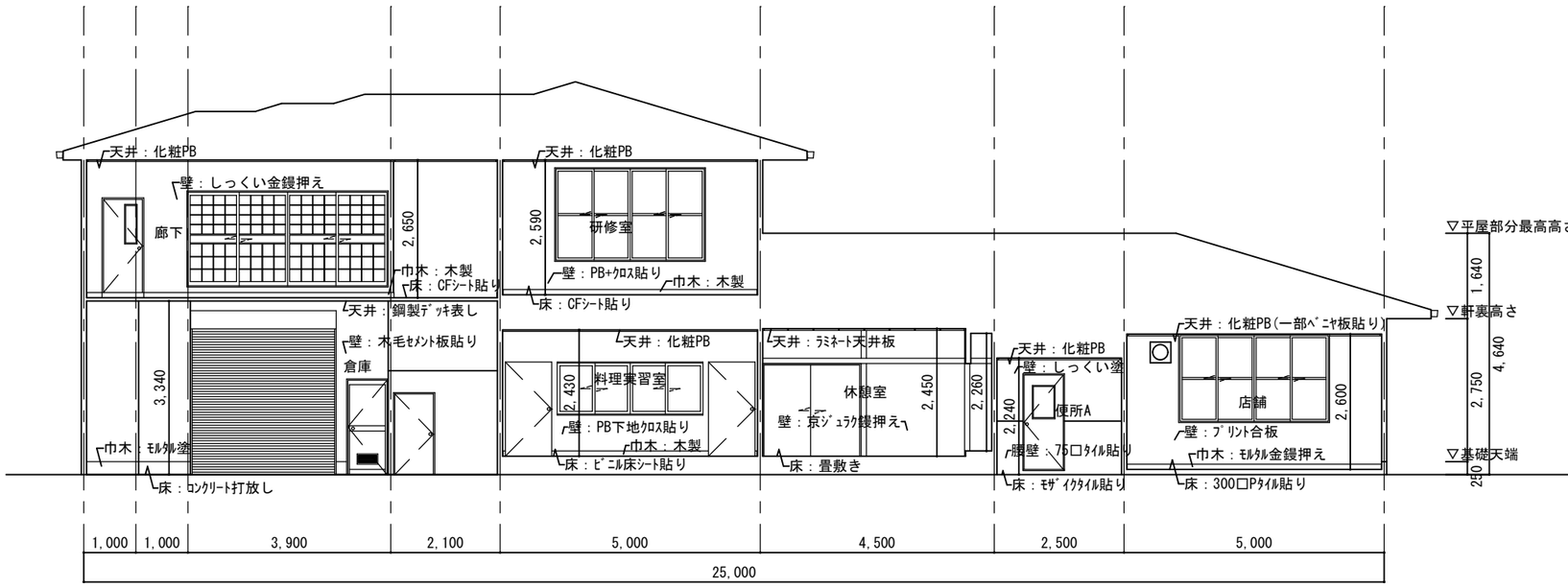

X2-X2断面図　S=1/100

※廻縁は全て木製

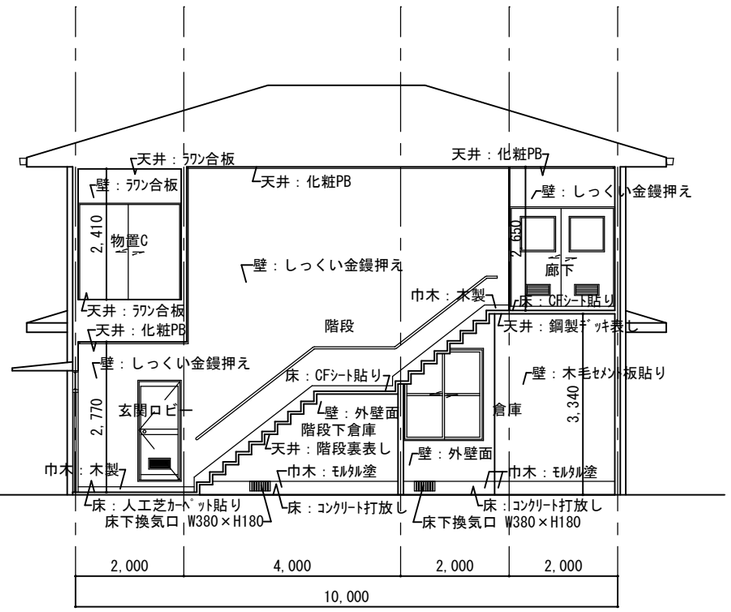

Y2-Y2断面図　S=1/100

※廻縁は全て木製

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	断面図	1:100	令和７年度	A
				図面番号 9

記号	AD 1 FIX窓付両開きドア　1ヶ所	AD 2 FIX窓付引違いドア　1ヶ所	AD 3 片開きドア　3ヶ所	WD 1 片開きドア　3ヶ所	WD 2 片引きドア　1ヶ所
姿図	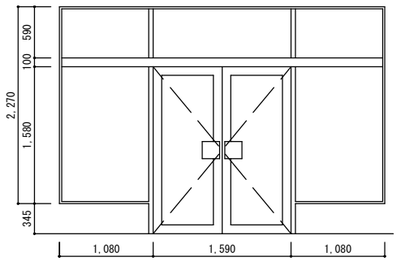	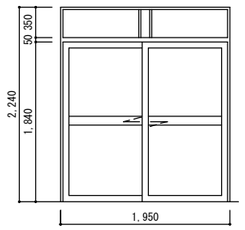	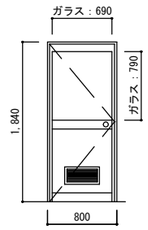	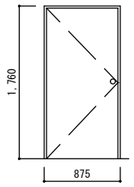	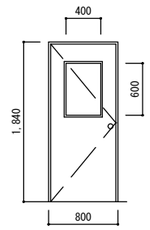
材質・場所	アルミサッシ　1階ロビー	アルミサッシ　1階玄関ロビー	アルミサッシ　1階倉庫・料理準備室 2階廊下	木製　1階店舗・料理実習室	木製　1階便所A
見込	７０	７０	４０	７０	７０
付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
ガラス	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM　メッシュ入り		型板ガラス　４MM
塗装					
備考					

記号	WD 3 片引きドア　1ヶ所	WD 4 片開きドア　2ヶ所	WD 5 片開きドア　1ヶ所	WD 6 両開きドア　1ヶ所	WD 7 両開きドア　2ヶ所
姿図	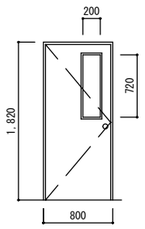	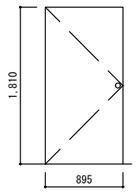	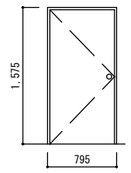	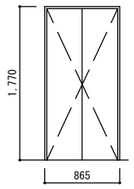	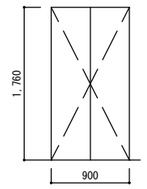
材質・場所	木製　2階便所B	メラミンフラッシュ戸　1階料理実習室	木製　１階倉庫	木製　1階ロビー	木製　1階休憩室・2階読書室
見込	７０	３０	７０	９５	７０
付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
ガラス	型板ガラス　４MM				
塗装					
備考					

記号	WD 8 引違いドア　3ヶ所	WD 9 引違いドア　1ヶ所	WD 10 引違いドア　1ヶ所	TB 1 トイレブース　1ヶ所	TB 2 トイレブース　1ヶ所
姿図	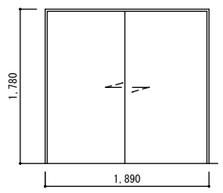	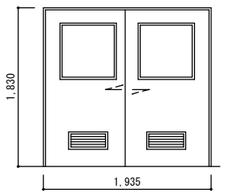	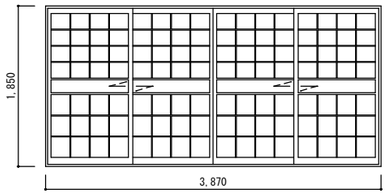	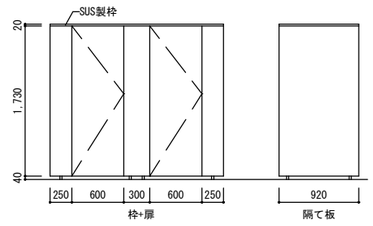	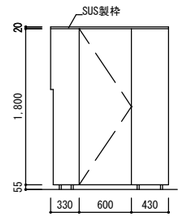
材質・場所	木製　1階廊下・2階研修室	木製　2階研修室	木製　2階読書室	木製　1階便所A	木製　2階便所B
見込	７０	７０	７０	４０	４０
付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
ガラス		型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM		
塗装					
備考				隔て板：1枚	隔て板無し

有限会社 谷口設計事務所
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL (0824) 72-1292　FAX (0824) 72-7799
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	建具表1	1:50	令和７年度	A
				図面番号 １０

記　号	SS 1 シャッター　1ヶ所				
姿　図	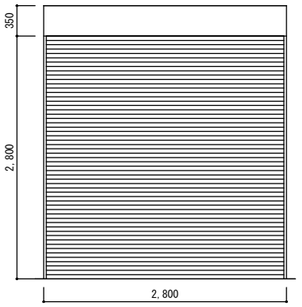				
材質・場所	1階倉庫				
見　込					
付属金物					
ガ ラ ス					
塗　装					
備　考					
記　号	AW 1 引違窓　4ヶ所	AW 2 引違窓　7ヶ所	AW 3 引違窓　1ヶ所	AW 4 引違窓　1ヶ所	AW 5 引違窓　1ヶ所
姿　図	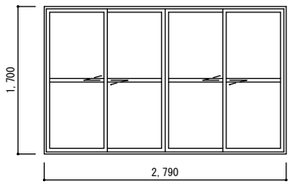	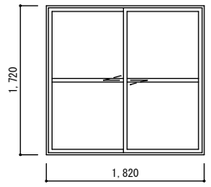	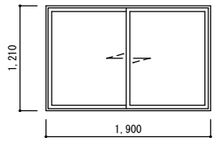	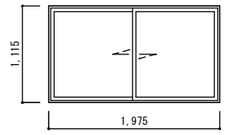	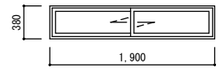
材質・場所	アルミサッシ　1階店舗・料理準備室 2階研修室	アルミサッシ　1階店舗・料理実習室 2階廊下・読書室	アルミサッシ　1階休憩室	アルミサッシ　1階倉庫	アルミサッシ　1階休憩室
見　込	７０	７０	７０	７０	７０
付属金物	クレセント　付属金物一式	クレセント　付属金物一式	クレセント　付属金物一式	クレセント　付属金物一式	クレセント　付属金物一式
ガ ラ ス	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM
塗　装					
備　考			障子付		
記　号	AW 6 引違窓　5ヶ所	AW 7 引違窓　2ヶ所	AW 8 FIX窓　1ヶ所	WW 1 引違窓　1ヶ所	
姿　図	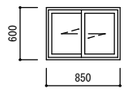	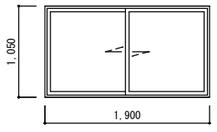	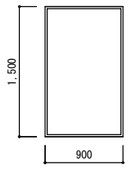	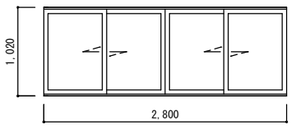	
材質・場所	アルミサッシ　1階物置A・物置B・便所A 2階便所B	アルミサッシ　2階研修室	アルミサッシ　階段室	木製　1階料理準備室	
見　込	７０	７０	７０	７０	
付属金物	クレセント　付属金物一式	クレセント　付属金物一式	クレセント　付属金物一式	クレセント　付属金物一式	
ガ ラ ス	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM	型板ガラス　４MM	
塗　装					
備　考					

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮　尺	設　計	種　別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	建具表2	1:50	令和７年度	A
				図面番号 11

外部　庇A　1/20

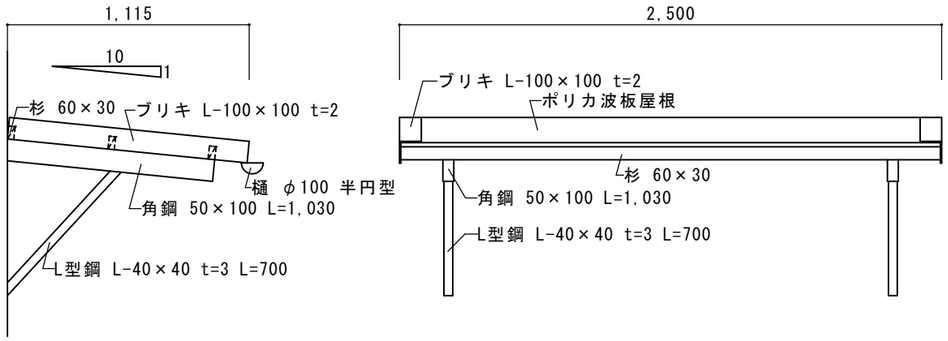

外部　庇B　1/20

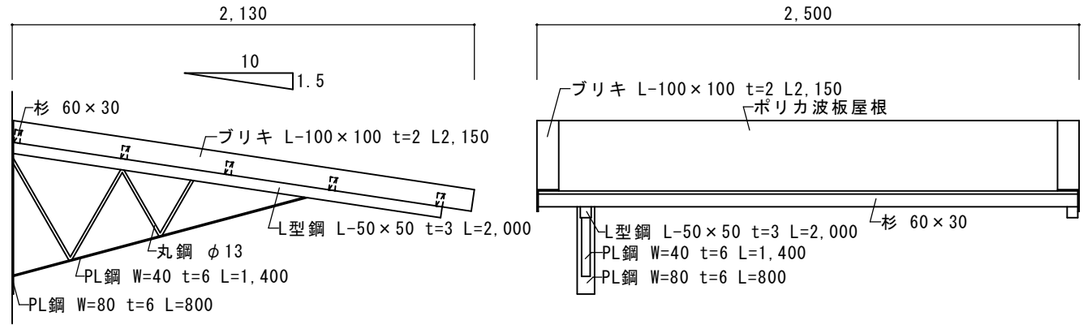

外部　コンクリート工作物A　1/15

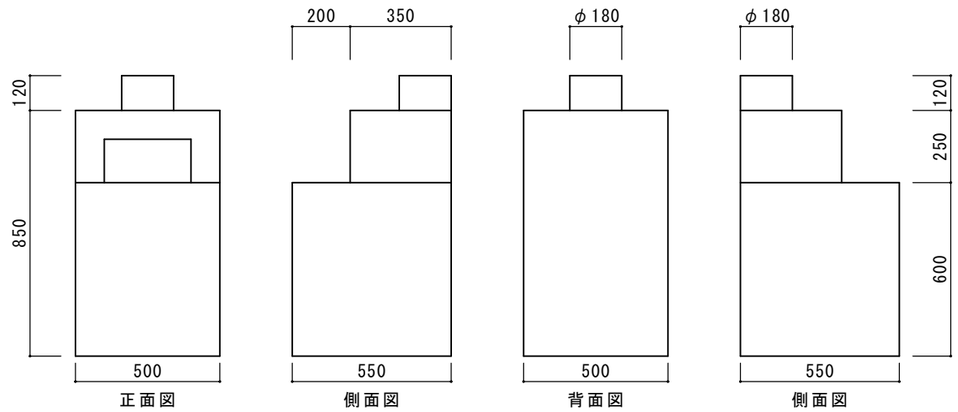

外部　コンクリート工作物B　1/15

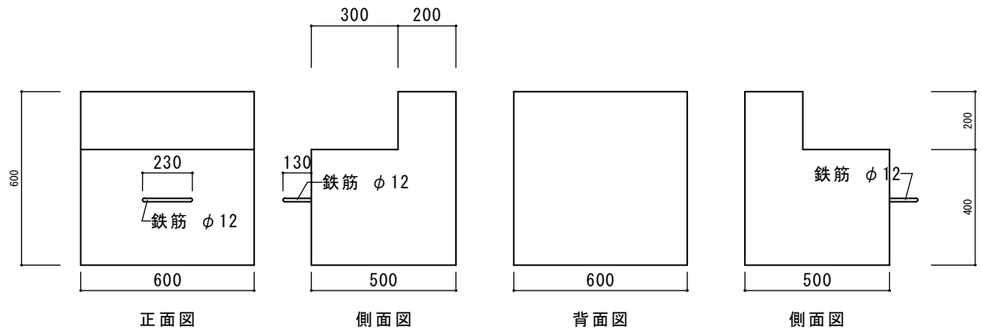

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
高野中学校トイレ洋式化工事	部分詳細図	1:15 1:20	令和７年度	A
				図面番号
				１２

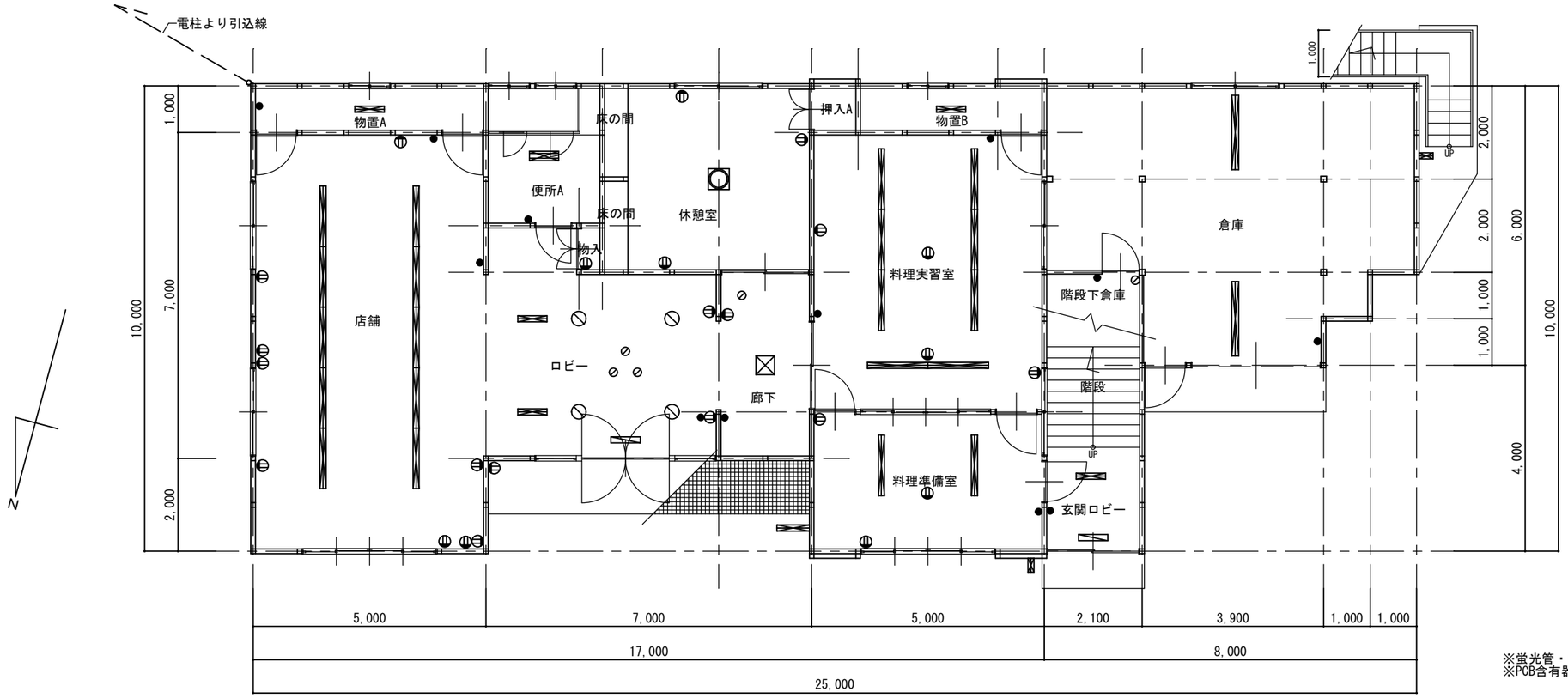

※蛍光管・白熱球撤去後、安定器のPCB調査を行う事
※PCB含有器は別途、施主保管とする

: 1灯式照明器具
: 2灯式照明器具
: 2灯式ペンダントライト
: 角型照明器具
: 円型埋込式ダウンライト
: ボール型照明器具
: 非常口表示灯
: コンセント
: スイッチ

1階平面図　S=1/80

室名	設置器具	個数	寸法
店舗	FLR40型1灯式蛍光灯	10	W130×H50×L1,300
	FLR40形蛍光管	8	
	埋込コンセント	7	W70×H110
	埋込スイッチ	2	W70×H110
	後付けコンセント	1	W50×H70×D50
	コンセントBOX	3	W80×H120×D50
	TV端子カバー	1	W70×H110
	通信用BOX	1	W150×H180×D50
	通信用BOX	1	W50×H110×D30
	通信用BOX	1	W60×H110×D40
	ブレーカー	1	W70×H150×D50
物置A	FL20型1灯式蛍光灯	1	W120×H50×L630
	20形蛍光管	1	
	埋込配電盤	1	W290×H390
	安全スイッチ	1	W35×H70×D50

室名	設置器具	個数	寸法
ロビー	FL40型1灯式蛍光灯	2	W130×H50×L1,300
	40形蛍光管	2	
	非常用点灯照明	1	φ165
	20W非常用電球	1	
	60Wボール球	3	φ90×H100
	ボール球照明器具	3	φ180×H10
	埋込ダウンライト	4	φ320
	非常口表示灯	1	W640×H240×D130
	非常口表示灯取付部	1	W460×H45×D100
	埋込スイッチ	1	W70×H110
	埋込コンセント	2	W70×H110
	埋込配電盤	1	W270×H300
	セキュリティBOX	1	W120×H170×D50
	セキュリティBOX	1	W210×H300×D60
	セキュリティBOX	1	W140×H230×D75

室名	設置器具	個数	寸法
便所A	20W2灯式蛍光灯	1	W140×H70×L630
	20形蛍光管	2	
	スイッチ	1	W70×H110
廊下	電球式レセップ	1	
	60Wシリカ球	1	
	埋込ダウンライト	1	W300×D300
	丸型蛍光管	1	
	埋込コンセント	1	W70×H110
	埋込スイッチ	1	W70×H110
休憩室	2灯式ペンダントライト	1	
	30形サークル球	1	
	32形サークル球	1	
	埋込コンセント	3	W70×H110
	樹脂製通信用端子カバー	2	W70×H110
	TVアンテナ端子カバー	1	W70×H110

室名	設置器具	個数	寸法
調理実習室	40W1灯式蛍光灯	8	W130×H50×L1,300
	40形蛍光管	8	
	埋込コンセント	3	W70×H110
	埋込スイッチ	2	W70×H110
	床埋込コンセント	2	
	TVアンテナ端子カバー	1	W70×H110
調理準備室	40W1灯式蛍光灯	2	W130×H50×L1,300
	40形蛍光管	2	
	埋込コンセント	2	W70×H110
	埋込スイッチ	1	W70×H110
	床埋込コンセント	1	
物置B	FL20型1灯式蛍光灯	1	W120×H50×L630
	20形蛍光管	1	
物入	コンセント	1	W50×H50×D30
	TV電源BOX	1	W130×H110×D50
	40形蛍光管	13	

室名	設置器具	個数	寸法
玄関ロビー・階段	FL20型1灯式蛍光灯	2	W120×H50×L630
	20形蛍光管	2	
	埋込スイッチ	2	W70×H110
	配電盤	1	W300×H270×D120
	非常口表示灯	1	W640×H240×D130
倉庫	FL40型1灯式蛍光灯	2	W130×H50×L1,300
	40形蛍光管	2	
	埋込スイッチ	1	W70×H110
階段下倉庫	後付スイッチ	1	W50×D50×t25
	白熱用レセップ	1	
	40Wシリカ球	1	
外壁	FL20型1灯式蛍光灯	4	W120×H50×L630
	20形蛍光管	4	
	セキュリティBOX	1	W150×H90×D40
	外部コンセント	1	W75×H120×D65

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	1階電気設備平面図	1:80	令和7年度	A

図面番号 13

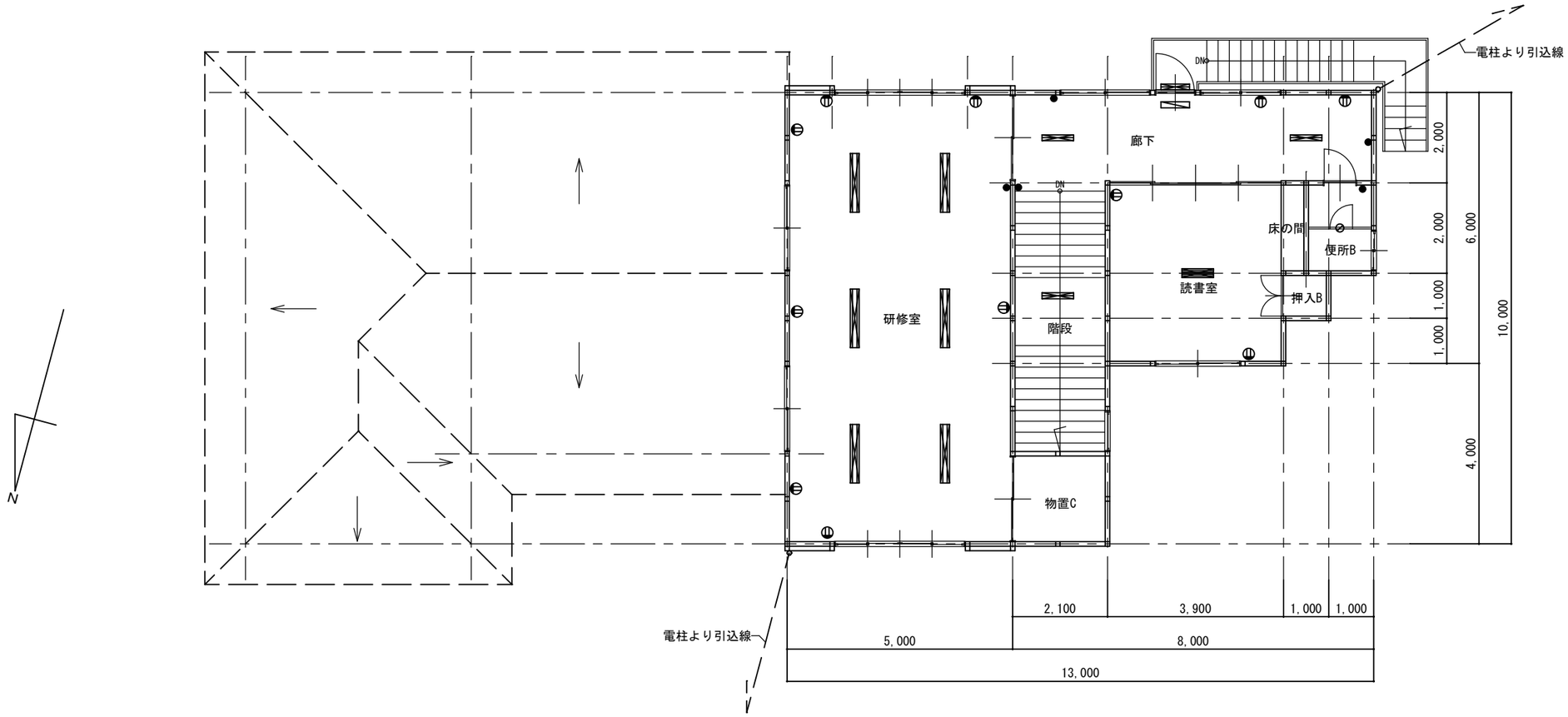

: 1灯式照明器具
: 2灯式照明器具
: 4灯式照明器具
: ボール型照明器具
: 非常口表示灯
: コンセント
: スイッチ

2階平面図　S=1/80

室名	設置器具	個数	寸法
廊下	FL20型1灯式蛍光灯	2	W120×H50×L630
	20形蛍光管	2	
	非常口表示灯	1	W640×H240×D130
	埋込スイッチ	2	W70×H110
	埋込コンセント	2	W70×H110
	通信端子BOX	1	W70×H110
研修室	FLR40型2灯式蛍光灯	6	W240×H70×L1,260
	FLR40形蛍光管	12	
	埋込コンセント	8	W70×H110
	埋込スイッチ	1	W70×H110
読書室	FL20型4灯式蛍光灯	1	W450×H80×L670
	FL20形蛍光管	4	
	埋込コンセント	2	W70×H110
便所B	グローブ付白熱灯	1	φ100×H130
	埋込スイッチ	1	W70×H110

※蛍光管・白熱球撤去後、安定器のPCB調査を行う事
※PCB含有器は別途、施主保管とする

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	2階電気設備平面図	1:80	令和7年度	A
				図面番号 14

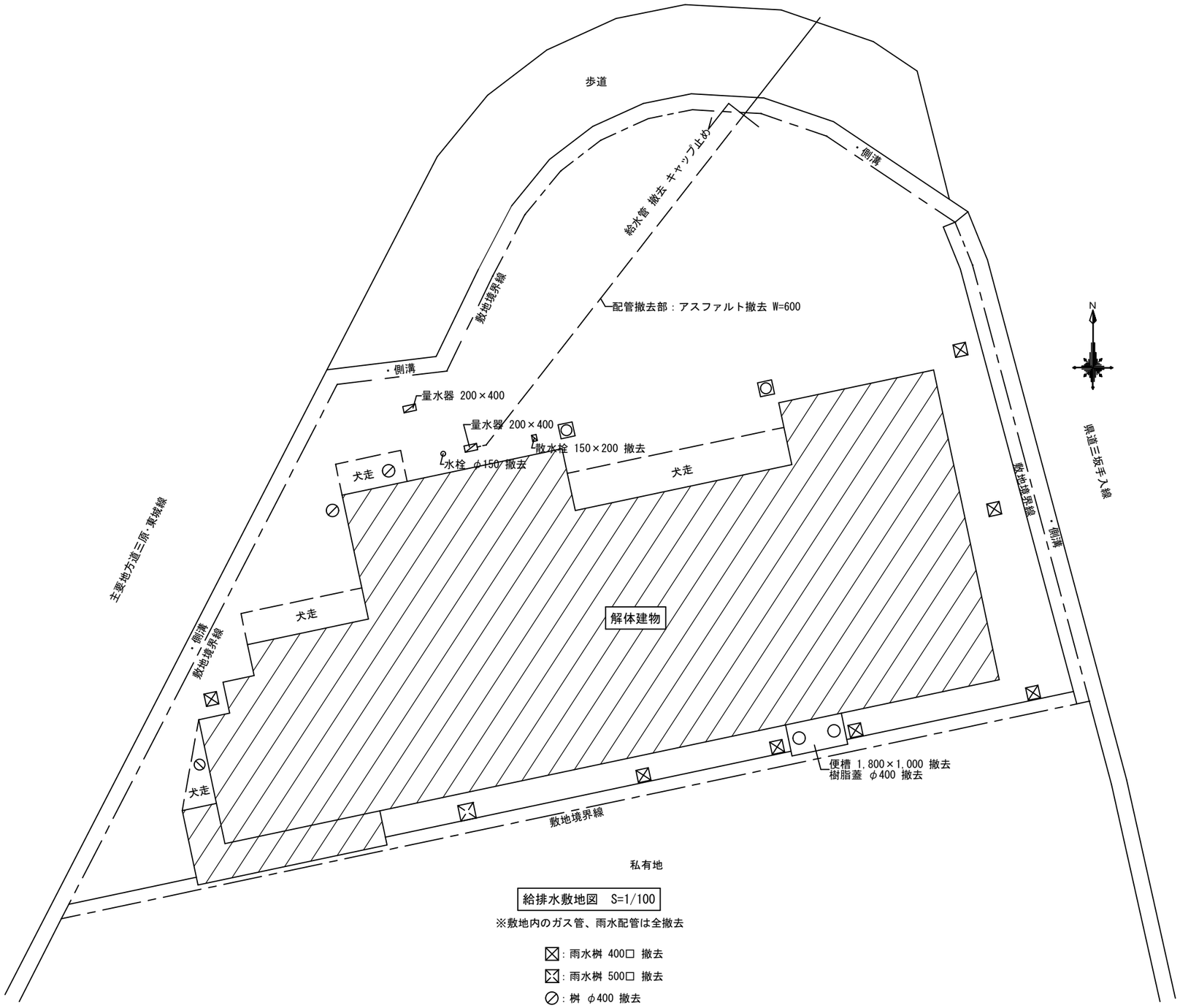

給排水敷地図　S=1/100

※敷地内のガス管、雨水配管は全撤去

⊠：雨水桝 400□ 撤去

⊠：雨水桝 500□ 撤去

⊘：桝 φ400 撤去

⊘：桝 φ350 撤去

◯：桝 φ350 撤去

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	給排水敷地図	1:100	令和７年度	A
				図面番号
				１５

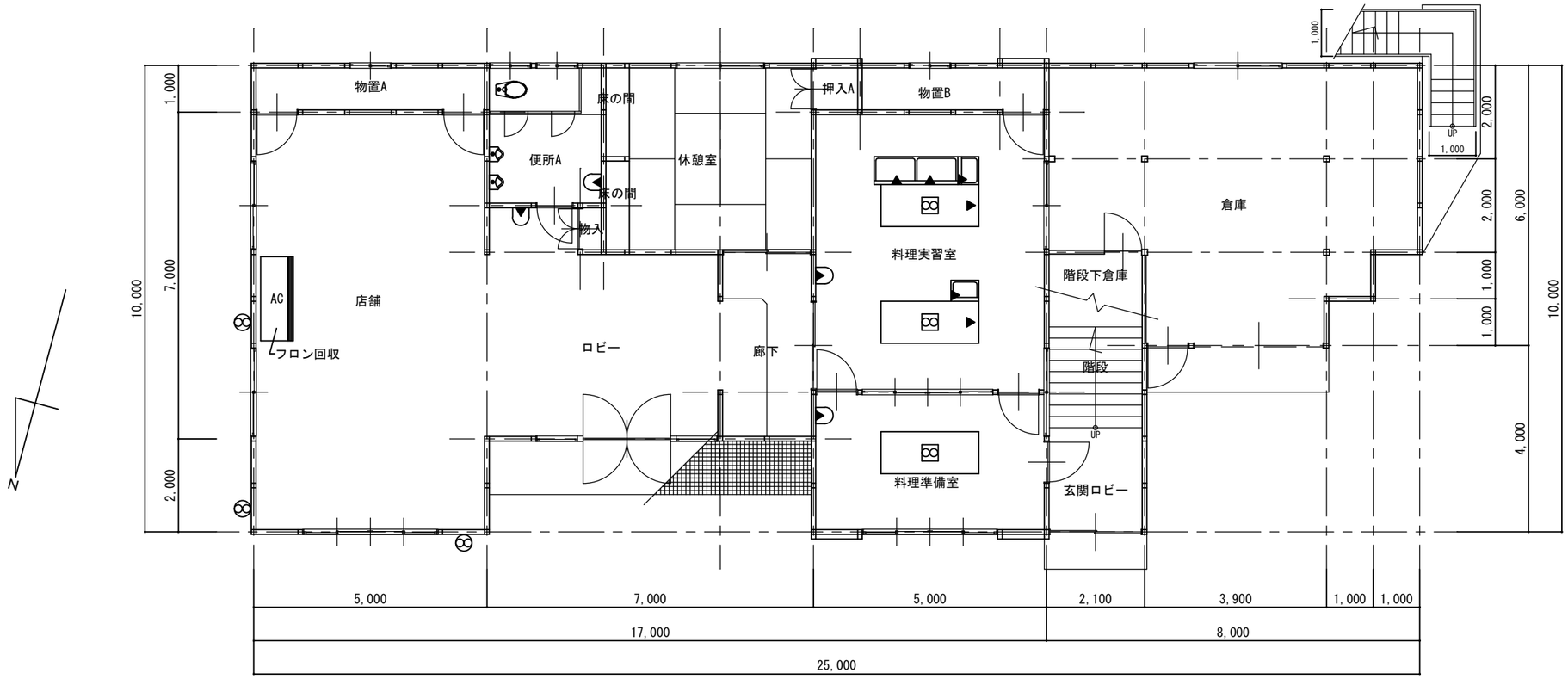

◀：水栓

⊗：壁付換気扇

⊠：天井換気扇

1階平面図　S=1/80

室名	設置器具	個数	寸法
店舗	エアコン室内機	1	H260×W1,580×D680
	エアコン操作盤	1	H120×W120×t15
	壁付換気扇	2	H400×W400×φ300
	壁付換気扇	1	H350×W350×φ250
	火災感知器	2	H50×φ100
	火災感知器	1	H100×φ150
ロビー	手洗器	1	H130×W260×D260
	石けん入れ付水栓	1	
	火災感知器	1	H50×φ100
便所A	陶器製小便器	2	H820×W380×D400
	陶器製洋式便器	1	H420×W350×D480
	石けん入れ水栓付手洗器	1	H130×W500×D400
	手洗器用配管	4.4	φ22
	鏡	1	H455×W360
	プラ製紙巻き器	1	H80×W150×D110
	陶器製手荷物棚	1	W450×D140×t60
	陶器製隔て板	1	H800×D350×t100

室名	設置器具	個数	寸法
料理実習室	煙感知器	1	H50×φ100
	天井換気扇	2	H350×W350
	天井換気扇用フード	2	H650×W900□～400□
	コンロ流し台付調理台	2	H800×W2,100×D900
	SUS製流し台(長)	1	H800×W1,800×D600
	SUS製流し台(短)	2	H800×W600×D450
	石けん入れ水栓付手洗器	1	H400×W350×D200
	ガス給湯器	1	H400×W300×D150
	ペーパーホルダー	1	H150×W250×D150
	調理台水栓	6	
階段下倉庫	火災感知器	1	H40×φ90
玄関ロビー	警報機付火災報知器	1	H450×W220×D15
	火災受信機	1	H500×W300×D130
物置A	煙感知器	1	H50×φ100
物置B	煙感知器	1	H50×φ100
休憩室	煙感知器	1	H50×φ100
廊下	煙感知器	1	H50×φ100

室名	設置器具	個数	寸法
倉庫	火災感知器	2	H40×φ90
料理準備室	煙感知器	1	H50×φ100
	天井換気扇	1	H350×W350
	コンロ付調理台	1	H800×W2,100×D900
	石けん入れ水栓付手洗器	1	H130×W500×D400
	ペーパーホルダー	1	H150×W250×D150
	陶器製手荷物棚	1	W450×D140×t60
	ガス漏れ警報機	1	H80×W70×D30

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別	図面番号
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	1階機械設備平面図	1:80	令和7年度	A	16

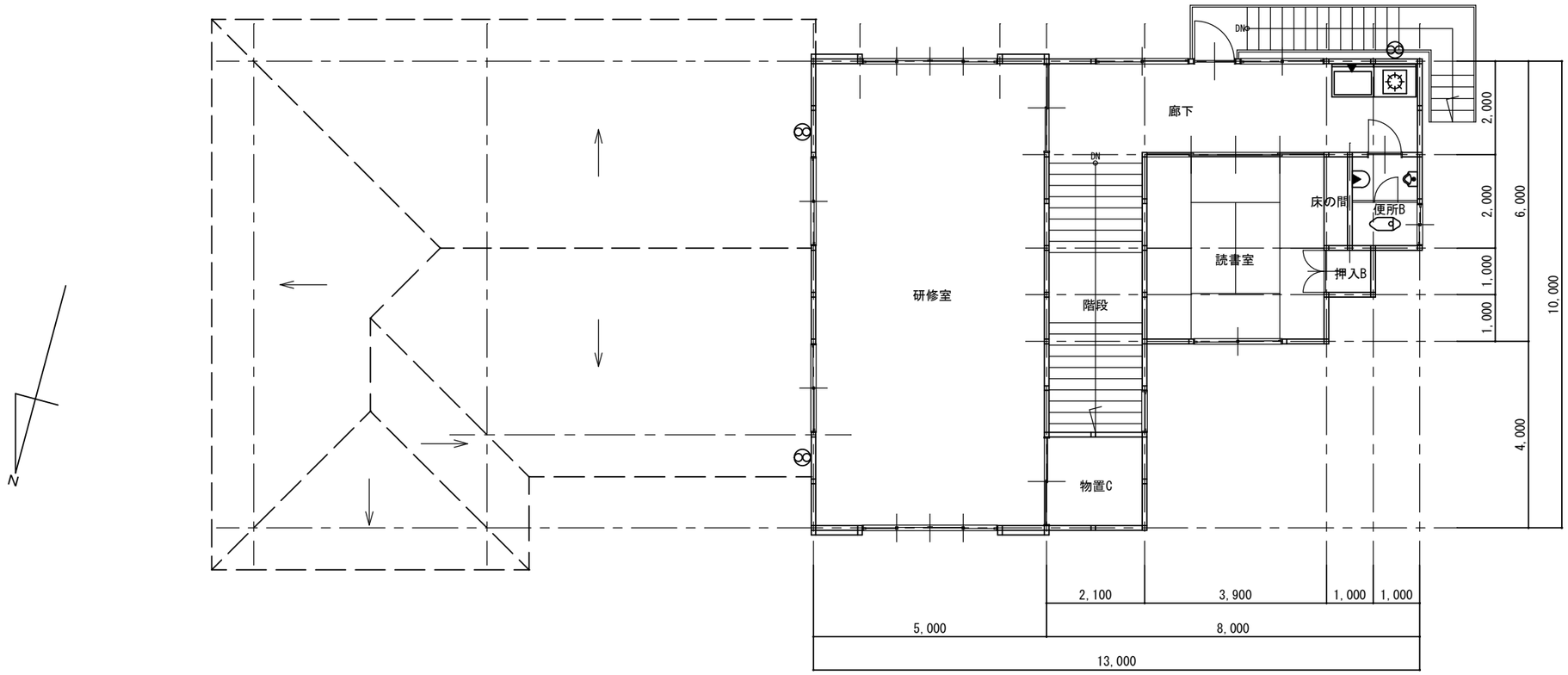

◀：水栓

⊗：壁付換気扇

2階平面図　S=1/80

室名	設置器具	個数	寸法
廊下	警報機付火災報知器	1	H450×W220×D150
	流し台	1	H830×W1,200×D550
	ガスコンロ	1	H100×W300×D300
	ガス台	1	H680×W600×D550
	水栓	1	
	ペーパーホルダー	1	H150×W250×D150
	壁付換気扇	1	H300×W300×φ200
	煙感知器	1	H50×φ100
	火災報知器	1	H50×φ100
	ガス漏れ警報器	1	H80×W70×D30
研修室	煙感知器	2	H50×φ100
	壁付換気扇	2	H350×W350×φ250
	強制排気型ファンヒーター	1	H640×W800×D280

室名	設置器具	個数	寸法
便所B	陶器製小便器	1	H900×W300×D300
	陶器製和式便器	1	H250×W550×D130
	陶器製手洗器	1	H180×W240×D250
	鏡	1	H450×W350
	SUS製紙巻き器	1	H80×W140×D100
	水栓	1	
	陶器製手荷物棚	1	W450×D140×t70
	SUS製タオル掛け	1	W15×D15×L450
押入B	煙感知器	1	H50×φ100
物置C	煙感知器	1	H50×φ100
読書室	煙感知器	1	H50×φ100

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	2階機械設備平面図	1:80	令和7年度	A
				図面番号 17

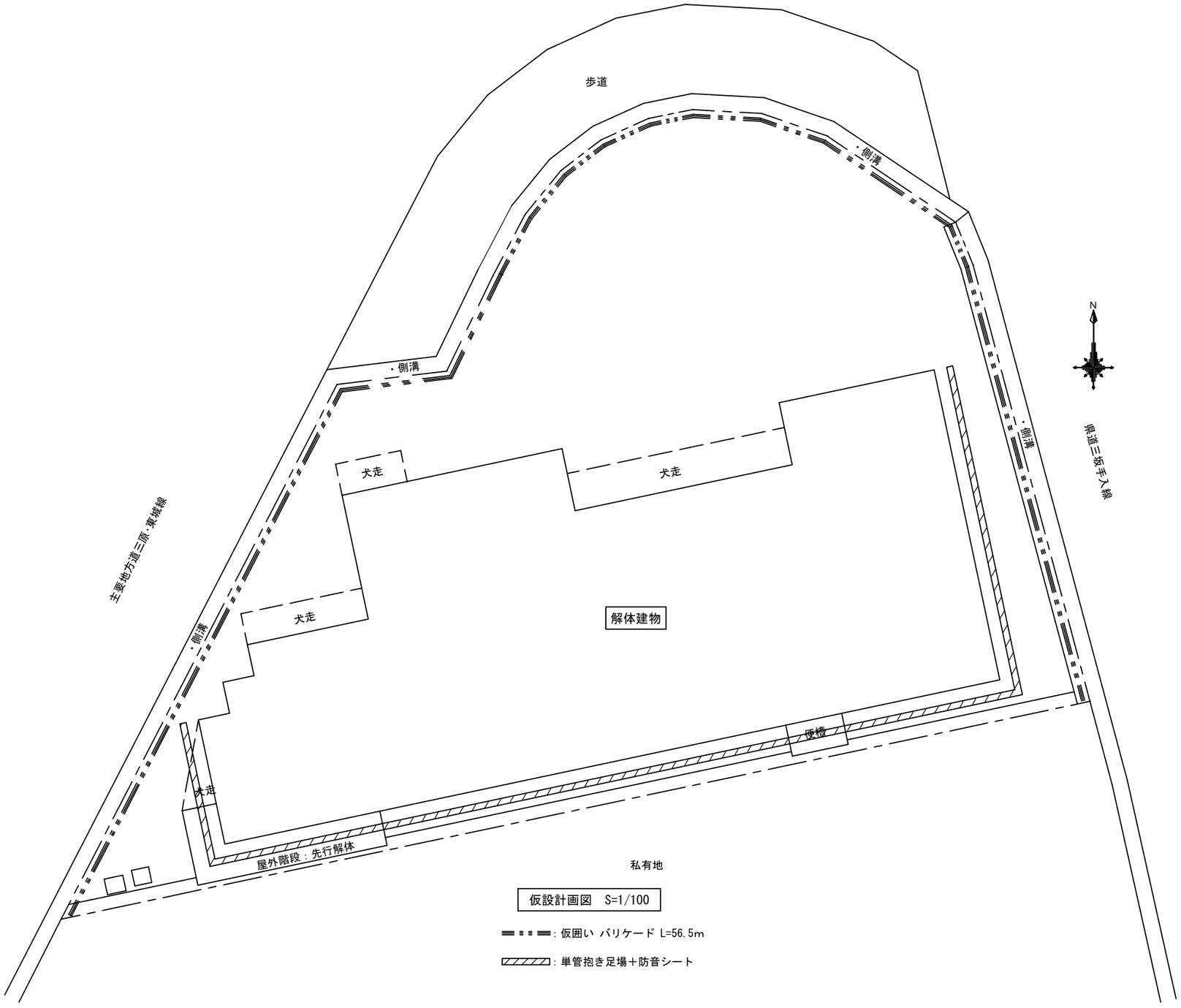

※現場事務所、仮設トイレ、資材置場は工事の支障にならない位置に設置すること

参考図

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	仮設計画図（参考図）	1:100	令和７年度	A
				図面番号
				１８

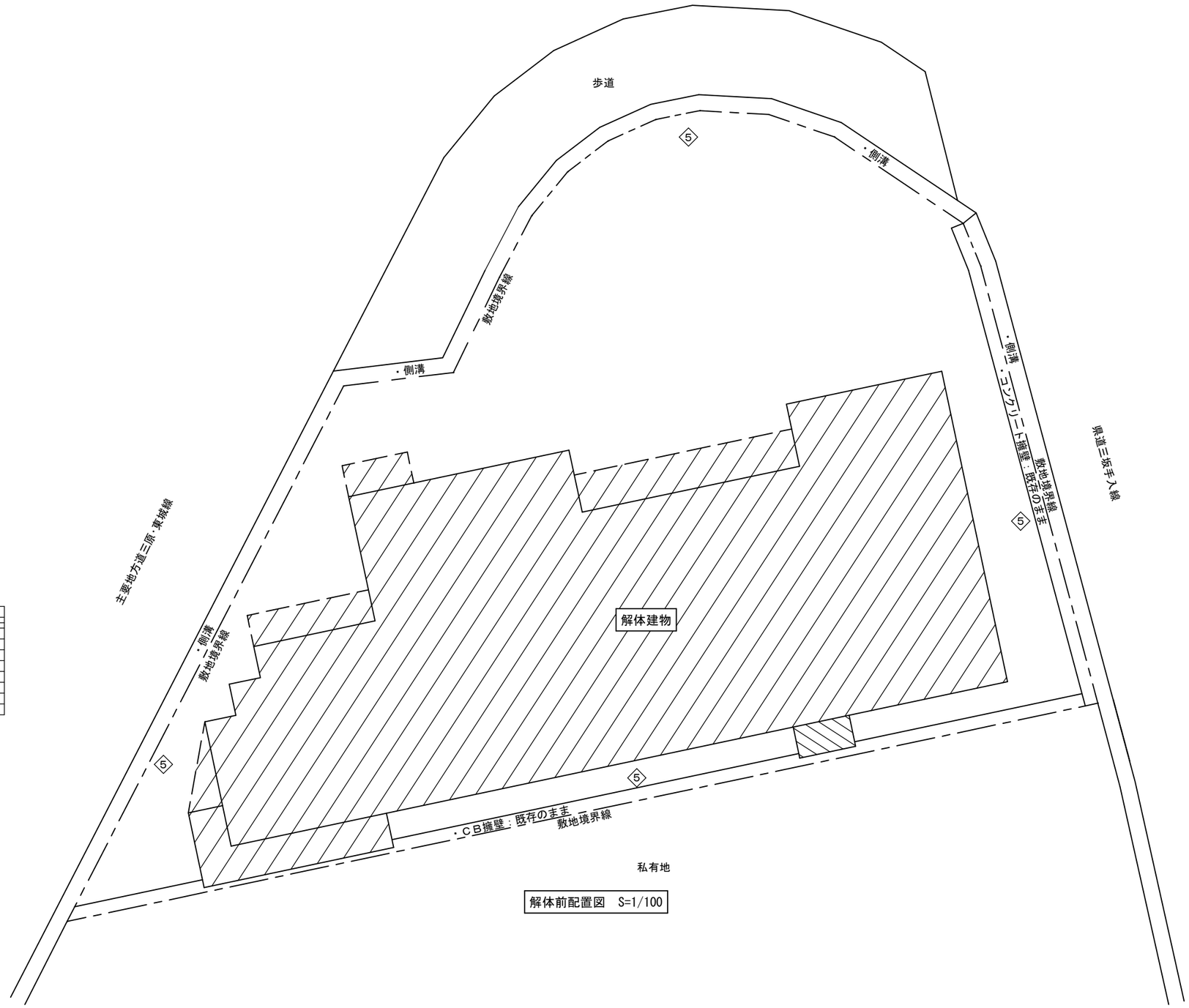

解体前配置図　S=1/100

粉じん濃度測定				
測定時期	測定名称	測定場所	測点数 1階	測点数 2階
処理作業前	◇	処理作業室内	2	2
	◇	処理作業室外部付近	－	－
処理作業中	◇	処理作業室内	－	－
	◇	負圧除塵装置の排出吹出し口	－	－
	◇	敷地境界（4方向　1箇）	4	－
処理作業後（シート養生中）	◇	処理作業室内	2	2
処理作業後 シート撤去後 1週間以上	◇	処理作業室内	－	－
	◇	調査対象室外部付近	－	－

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別	図面番号
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	アスベスト対策配置図	1:100	令和7年度	A	19

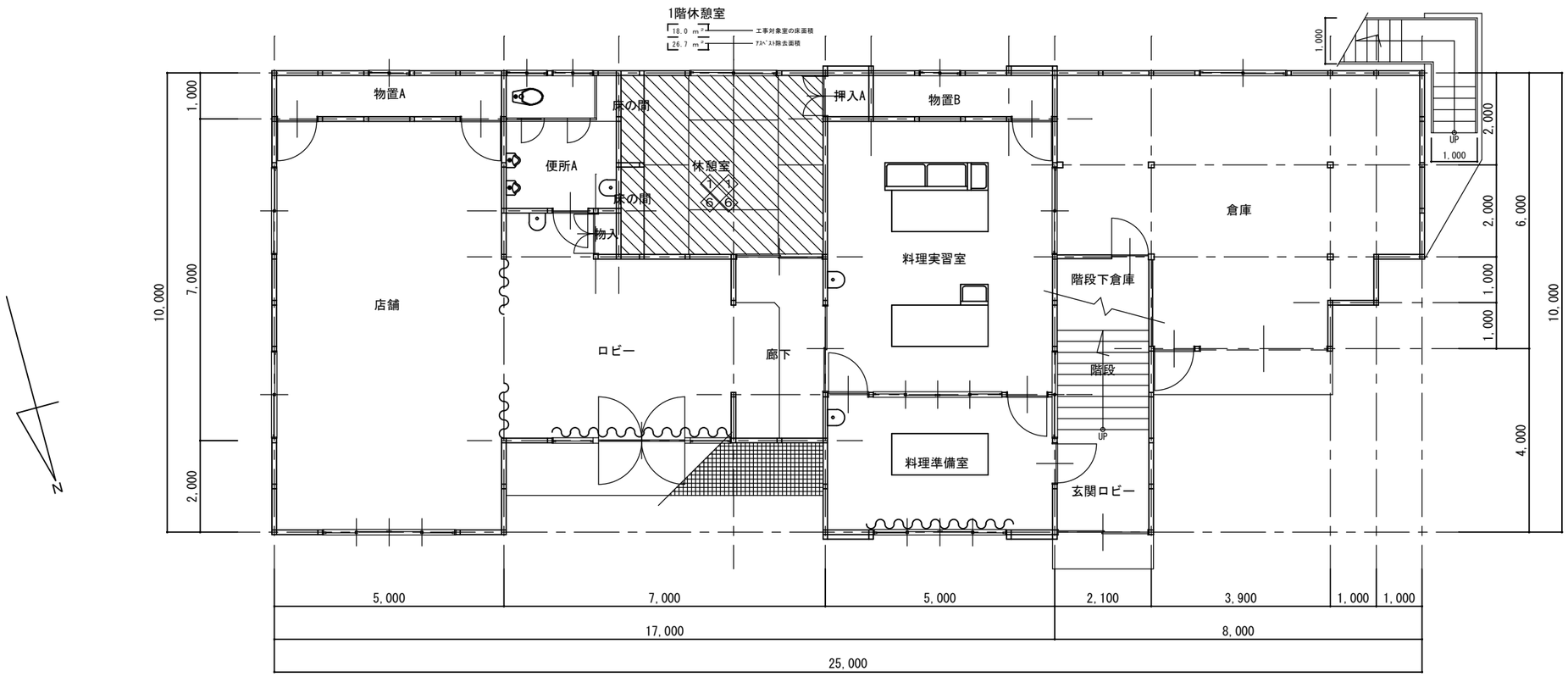

1階平面図　S=1/80

1階粉じん濃度測定			
測定時期	測定名称	測定場所	測点数
処理作業前	◇	処理作業室内	2
	◇	処理作業室外部付近	－
処理作業中	◇	処理作業室内	－
	◇	負圧除塵装置の排出吹出し口	－
	◇	敷地境界（4方向　1箇）	4
処理作業後（シート養生中）	◇	処理作業室内	2
処理作業後 シート撤去後 1週間以上	◇	処理作業室内	－
	◇	調査対象室外部付近	－

凡例

更衣室 洗浄室 前室	ｾｷｭﾘﾃｨｰﾙｰﾑ（W3400×D1200×H2000） 前室（保護服脱衣）＋ｴｱｰｼｬﾜｰ＋更衣室
負	負圧除じん装置（→は排気ﾀﾞｸﾄ）
1	ｱｽﾍﾞｽﾄ粉塵濃度測定場所（数字は測定名称）
	養生範囲
	ｱｽﾍﾞｽﾄ除去位置
※※ ㎡	工事対象室の床面積
※※ ㎡	ｱｽﾍﾞｽﾄ除去面積
	仮設間仕切り

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	アスベスト対策１階平面図	1:80	令和７年度	A
				図面番号 ２０

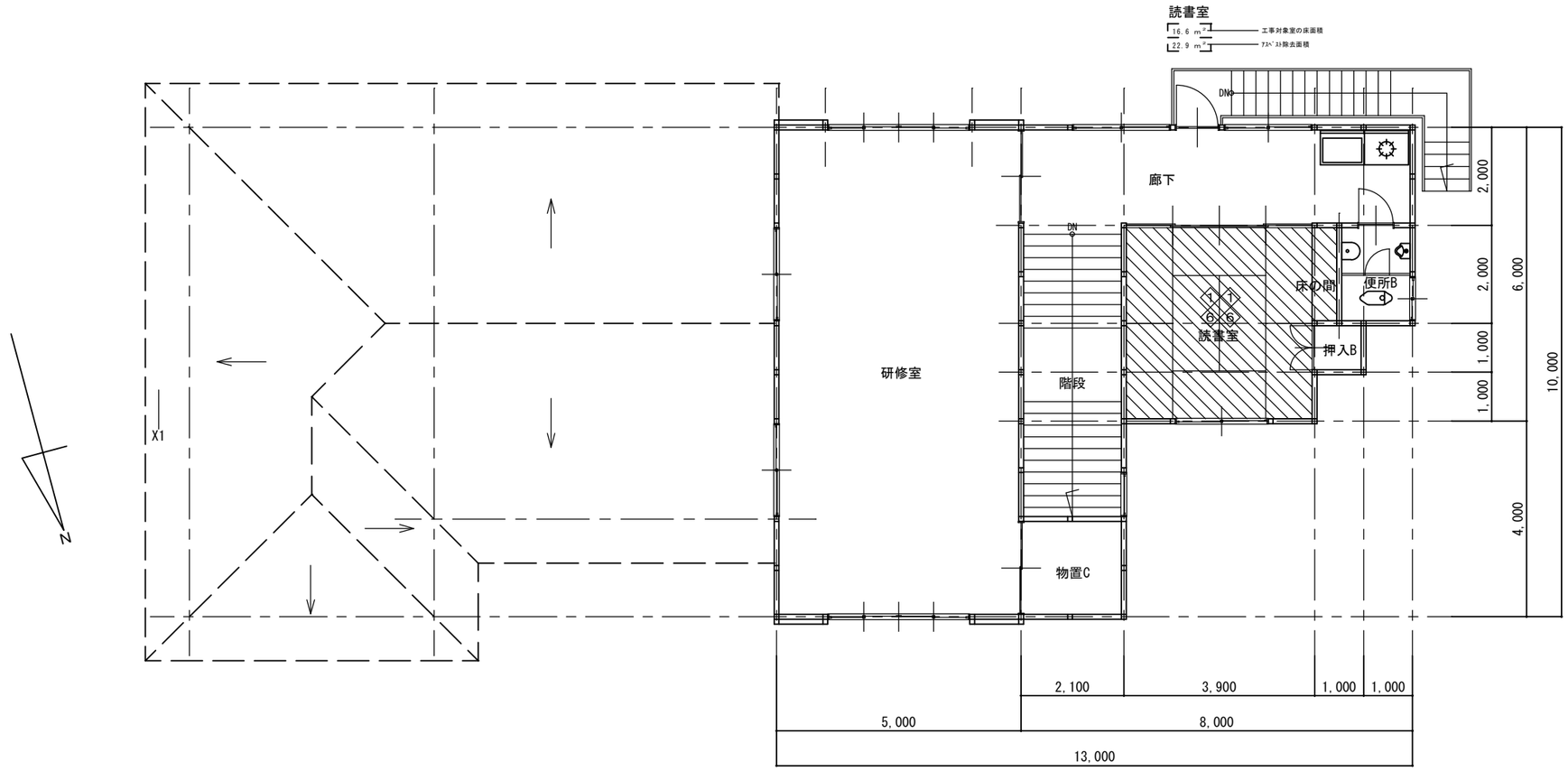

2階平面図　S=1/80

2階粉じん濃度測定			
測定時期	測定名称	測定場所	測点数
処理作業前	1	処理作業室内	2
	2	処理作業室外部付近	－
処理作業中	3	処理作業室内	－
	4	負圧除塵装置の排出吹出し口	－
	5	敷地境界（４方向　１箇）	－
処理作業後（シート養生中）	6	処理作業室内	2
処理作業後 シート除去後 １週間以上	7	処理作業室内	－
	8	調査対象室外部付近	－

凡例

更衣室 洗浄室 前室 ― ｾｷｭﾘﾃｨｰﾊｰﾑ（W3400×D1200×H2000）前室(保護服脱衣)＋ｴｱｰｼｬﾜｰ＋更衣室	― ｱｽﾍﾞｽﾄ除去位置
負 ― 負圧除じん装置（→は排気ﾀﾞｸﾄ）	※※ ㎡ ― 工事対象室の床面積 ※※ ㎡ ― ｱｽﾍﾞｽﾄ除去面積
1 ― ｱｽﾍﾞｽﾄ粉塵濃度測定場所（数字は測定名称）	― ― ― 仮設間仕切り
― 養生範囲	

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（１）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	２階平面図	1:80	令和７年度	A
				図面番号 ２１

1階 休憩室	
天井	ラミネート天井板貼り
壁	京ジュラク鏝押え(AS)
巾木	畳寄せ
床	畳敷き

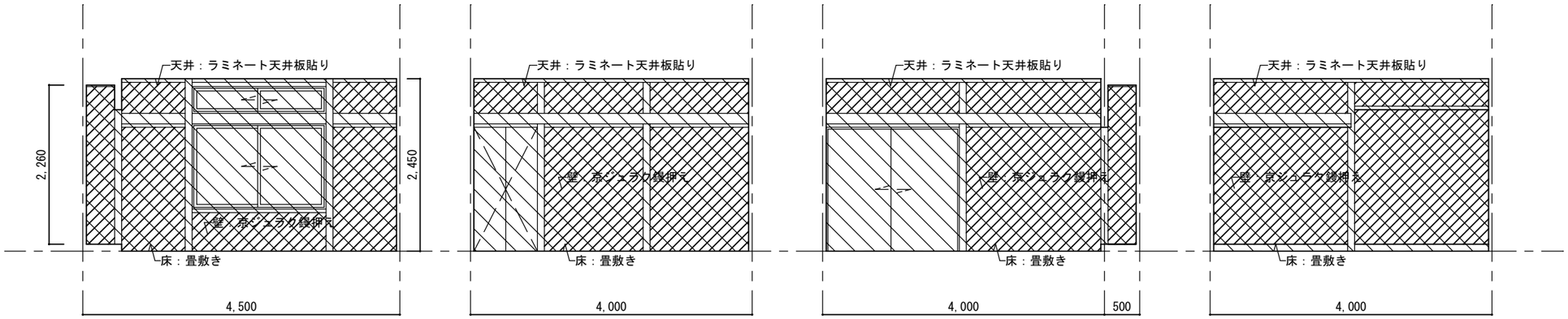

南面　東面　北面　西面

2階 読書室	
天井	ラミネート天井板貼り
壁	京ジュラク鏝押え(AS)
巾木	畳寄せ
床	畳敷き

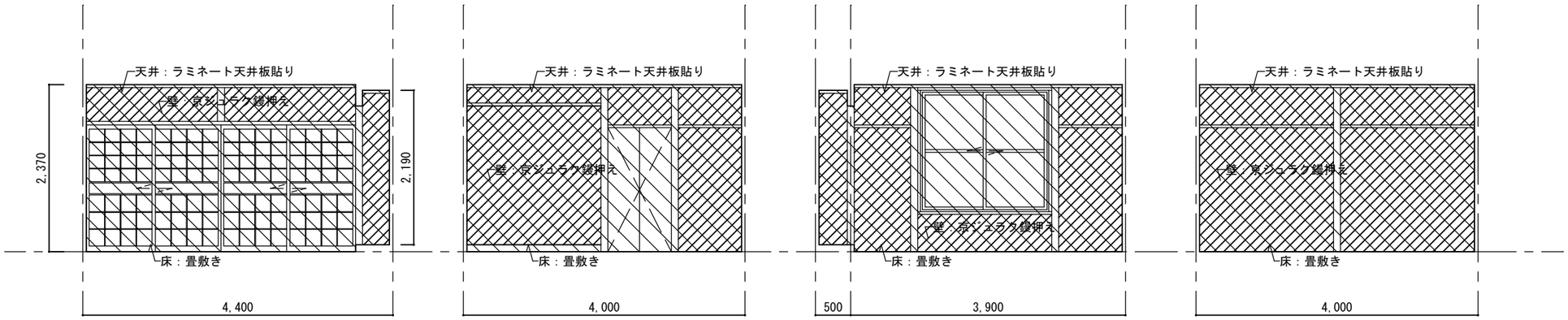

南面　東面　北面　西面

有限会社 谷口設計事務所
一級建築士事務所　23（1）1191号
一級建築士　第257054号　竹中　哲成
〒727-0011　広島県庄原市東本町一丁目1番17号　TEL（0824）72-1292　FAX（0824）72-7799

工事名称	図面名称	縮尺	設計	種別
旧新坂生活改善センター解体撤去工事	アスベスト対策 1F休憩室・2F読書室 展開図	1:50	令和７年度	A
				図面番号 ２２